

8月定例教育委員会 付議案件表

◎教育長報告

◎議案

番号	案件名	課名
議案第7号	令和5年度直方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価報告書について	教育総務課
議案第8号	直方市社会教育委員の委嘱について	文化・スポーツ推進課
議案第9号	直方市学校規模適正化基本指針について	学校教育課
議案第10号	令和7年度中学校教科用図書の採択について	学校教育課

協議事項

番号	案件名	課名
—	—	—

報告事項

番号	案件名	報告理由	課名
1	直方市保育士奨学金返済支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について	一部改正	こども育成課

その他

- ・9月行事について(学校教育課 当日配布)
- ・会議録署名委員の指名について

教育委員会行事報告

令和6年7月10日～令和6年8月6日

7月

10	水	「直方かるた」市内11小学校へ3寄贈（車寄せを未来に活かす会ほか）
11	木	教育長会（オンライン）
12	金	
13	土	
14	日	
15	月	
16	火	
17	水	小・中学校校務運営・カンナの会合同研修会（直方市中央公民館）
18	木	アントレプレナーシップ講演会（筑豊高校） 点検評価大学教授意見交換会 筑豊高校陸上部インターハイ出場の市長表敬訪問
19	金	
20	土	
21	日	
22	月	
23	火	
24	水	
25	木	
26	金	市長と教育委員会の協議（学校規模適正化について） 直方市PTA連合会 研修会・懇親会（エクセレントガーデン）
27	土	
28	日	
29	月	令和6年度社会教育主事講習【九州大学会場】開校式（直方市中央公民館）
30	火	第3回第五地区教科用図書採択協議会（宮若市役所）
31	水	令和6年度社会教育主事講習【九州大学会場】閉校式（直方市中央公民館）
8月	1	木 直方市人権教育実践交流会（ユメニティのおがた）
	2	金 直方第三中学校 陸上部400mリレー九州大会 出場報告
	3	土
	4	日
	5	月
	6	火 定例教育委員会

教育委員会行事予定

令和6年8月7日～令和6年9月9日

8月

7	水	直鞍地区人権教育夏期講座（小竹町中央公民館）
8	木	
9	金	
10	土	
11	日	中学生海外派遣事業 派遣団員壮行会（直方市歳時館）
12	月	
13	火	
14	水	
15	木	
16	金	
17	土	
18	日	中学生海外派遣事業 派遣団出発
19	月	
20	火	
21	水	直方市教育研究所2年次研究員発表会（直方市役所）
22	木	福岡県市町村教育委員会連絡協議会第1回役員会（大野城まどかぴあ） 福岡県市町村教育委員会教育長研修会（1日目 同会場）
23	金	福岡県市町村教育委員会教育長研修会（2日目 同会場） 管理職研修会（直方市役所）
24	土	
25	日	中学生海外派遣事業 派遣団帰着
26	月	中学生海外派遣事業報告（直方第一中 堀教頭 直方第三中 若林教諭）
27	火	
28	水	市長表敬訪問同席（スポーツチャンバラ関係）
29	木	
30	金	9月議会告示
31	土	

9月

1	日	
2	月	男女共同参画推進本部会議（直方市役所） 9月定例校長会議
3	火	
4	水	保幼小中高連携推進協議会第2回運営委員会（直方市役所）
5	木	
6	金	提案説明
7	土	
8	日	
9	月	一般質問
10	火	一般質問

議案第 7 号

令和 5 年度直方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び
執行の状況についての点検及び評価報告書について

令和 5 年度直方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況
についての点検及び評価報告書について、別紙のとおり提案する。

令和 6 年 8 月 6 日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 2 1 号の規定により提案する
ものである。

令和 5 年度

直方市教育委員会の権限に属する事務
の管理及び執行の状況についての点検
及び評価報告書

直方市教育委員会

目次

1. 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の概要	p 1
2. 直方市教育委員会の活動状況	p 2
3. 施策別点検及び評価シート	
主要施策 1 確かな学力の育成(学力の向上)	p 5
主要施策 2 豊かな心の育成	p 7
主要施策 3 健やかな体の育成	p 9
主要施策 4 特別支援教育の充実	p 11
主要施策 5 信頼される学校づくりの推進	p 13
主要施策 6 教育環境の整備・充実	p 15
主要施策 7 幼児教育の充実	p 16
主要施策 8 保育環境の整備	p 17
主要施策 9 家庭教育・家庭支援の充実	p 18
主要施策 10 社会教育活動の促進	p 19
主要施策 11 文化施設の振興	p 20
主要施策 12 スポーツの振興	p 21
主要施策 13 青少年の健全育成と交流体験活動事業の充実	p 22
主要施策 14 文化財の保護と学習機会の充実	p 23
4. 学識経験者からの意見	p 24

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の概要

1 目的

効果的な教育行政を推進するとともに、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育を行うことを目的として、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果を議会に報告し、公表することが義務付けられている。

また、点検及び評価を行う際には、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされている。

2 点検・評価の対象及び方法

直方市教育施策要綱に掲げる主な施策の目標達成に向けた取り組み状況と課題、成果の点検や今後の方向性を示したうえで、達成評価を行う。

達成評価は	目標を完全に達成できた	A
	目標達成に向けて順調に推移している	
	または、概ね目標を達成できた	B
	目標達成には取組の強化が必要	C
	目標を大きく下回り、抜本的な見直しが必要	D

の4段階で評価する。

学識経験者が、施策評価や施策の改善点について、意見を述べる。

3 点検・評価結果の公表等

- ① 点検、評価の結果についての報告書を議会へ提出
- ② ホームページ上で公表する。

参考 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

直方市教育委員会の活動状況

1. 教育長及び教育委員の状況

区 分	氏 名	現在の任期	期 数
教育長	山本 栄司	R3.12.13～R6.12.12	2期
委 員 教育長職務代理者	篠田 尊徳	R2.12.15～R6.12.14	1期
委 員	中野 昭子	R4.12.16～R8.12.15	2期
委 員	阿部 英子	R3.12.16～R7.12.15	2期
委 員	内藤 誠治	R5.12.15～R9.12.14	2期

2. 教育委員会の開催状況

月 日	議案等	内 容
4月11日 定例会	議案	なし
	報告事項	直方市任期付教育職員の任用等に関する要綱の一部を改正する庁達について
		直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
		直方市一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱の一部を改正する告示について
		直方市一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）補助金交付要綱の一部を改正する告示について
		直方市延長保育事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について
		直方市多子世帯の幼稚園保育料補助金交付要綱の一部を改正する告示について
		直方市保育士奨学金返済支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について
		直方市病児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について
		直方市病児保育事業(共同分)実施要綱の一部を改正する告示について
		直方市病児保育利用料無償化事業補助金交付要綱の制定について
		令和5年度直方市立小中学校管理職等人事について
5月9日 定例会	議案	議案第1号 直方市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則について
		議案第2号 補正予算について（専決）
		議案第3号 直方市社会教育委員の委嘱について
		議案第4号 直方市教育支援委員会委員の委嘱について
	報告事項	東蓮寺藩誕生400年記念事業補助金交付要綱の制定について
		直方市アンビシャス活動助成金交付要綱の一部を改正する告示について
6月13日 定例会	議案	議案第5号 6月補正予算について
		議案第6号 公民館運営審議会委員の委嘱について
		議案第7号 社会教育委員の委嘱について
		議案第8号 図書館協議会委員の委嘱について
	協議事項	令和4年度直方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価報告書について
	報告事項	令和5年度直方市教育委員会学校訪問実施要項について
		直方市企業主導型保育施設利用者支援事業補助金交付要綱

		令和5年度直方市保育所等給食支援費補助金交付要綱
		令和5年度直方市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱
		直方市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
		直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
		直方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
		給食費の支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について
7月11日 定例会	議案	議案第9号 直方市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
	報告事項	6月議会一般質問について
8月9日 定例会	議案	議案第10号 令和4年度直方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価報告書について
		議案第11号 令和6年度小学校教科用図書の採択について
		議案第12号 直方市文化財等に関する有識者委員会委員の委嘱について
		議案第13号 直方市文化財等に関する有識者委員会への諮問について
	協議事項	直方市附属機関設置条例の一部改正について
9月12日 定例会	議案	議案第14号 9月補正予算について
		議案第15号 令和4年度歳出決算（教育委員会所管分）について
	報告事項	直方市保育所等子どもの安心・安全対策支援費補助金交付要綱
		直方市給食副食費無償化補助事業実施要綱
10月10日 定例会	議案	議案第16号 コミュニティのおがた条例施行規則の一部を改正する規則について
	協議事項	直方市学校規模適正化について
	報告事項	9月定例市議会一般質問について
		直方市就学前教育・保育施設整備補助金交付要綱
		直方市多子世帯給食費補助事業実施要綱の一部を改正する告示
		直方市保育環境改善対策事業（新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援）補助金交付要綱
		直方市幼稚園給食費補助事業実施要綱の一部を改正する告示
11月14日 定例会	議案	議案第17号 直方市学校規模適正化基本指針検討委員会規則の制定について
		議案第18号 直方市学校規模適正化基本指針検討委員会への諮問について
		議案第19号 公民館運営審議会委員の委嘱について
	報告事項	直方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
		直方市地域子ども・子育て支援事業（特例措置分）における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示
		直方市保育所等物価高騰対策費補助金交付要綱
12月12日 定例会	議案	議案第20号 直方市学校規模適正化基本指針検討委員会委員の任命について
	報告事項	直方市就学前教育・保育施設整備補助金交付要綱の一部を改正する告示
		12月定例市議会一般質問について
1月9日 定例会	議案	議案第21号 直方市学校規模適正化基本指針検討委員会委員の任命について
	協議事項	卒業式の告示について
		卒業式出席委員の予定表
	報告事項	第1回直方市学校規模適正化基本指針検討委員会について
2月13日	議案	直方市スポーツ推進計画の進捗について
		議案第22号 令和5年度3月補正予算について

定例会		議案第 23 号 直方市教育委員会令和 6 年度予算について
		議案第 24 号 直方市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則について
	協議事項	卒業式の告示について（中学校） 直方市スポーツ推進計画（後期改定案）について
	報告事項	直方市学校規模適正化基本指針検討委員会について
3月19日 定例会	議案	議案第 25 号 令和 6 年度教育施策要綱
		議案第 26 号 直方市教育委員会交際費に関する要綱の一部を改正する告示について
		議案第 27 号 直方市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について
		議案第 28 号 直方市小学校就学前子どものための教育・保育の実施に関する条例 施行規則について
		議案第 29 号 直方市スポーツ推進計画後期改定について
	報告事項	直方市保育所等物価高騰対策事業費補助金交付要綱の制定について
		直方市学校規模適正化基本指針検討委員会について
		植木小学校の給食について

3. 学校訪問の状況

月 日	学校名
10 月 3 日	感田小学校
10 月 11 日	直方南小学校
10 月 13 日	中泉小学校
10 月 18 日	新入小学校
11 月 2 日	直方第二中学校

主要施策 1

1 主要施策名	確かな学力の育成(学力の向上)
2 担当課	学校教育課
3 取組・事業の目標	①基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付け、思考力・判断力・表現力を持つこどもを育成するための授業改善を推進する。 ②基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付けるための取り組みを推進する。 ③グローバル化に対応した英語でのコミュニケーション能力を育成するため、英語教育に対応した指導体制の整備、発表や体験の場を設定する。 ④ICT 機器を活用した学習・指導方法の改善を図る。
4 取組・事業の内容	①授業改善 ○「のおがた授業モデル」を活用した取組の充実 ○「直方市ふくおか学力アップ推進事業」の充実 ○習熟度別少人数指導や補充学習の充実 ②基礎学力の定着、補充学習等の推進 ○徹底反復学習の取組の充実 (小学校において徹底反復学習を推進し学習の土台である集中力を高める) ○学習支援員の配置による補充学習の充実 学習ボランティア、放課後学習、図書館支援員の活用 ③グローバル化に対応した教育の推進 ○外国語指導助手(ALT)の配置と活用促進 ○「小学生英語ひろば」の実施 ○「直方市英語発表会」の実施 ○中学校全学年での英検 IBA の実施 ○小学校 6 年生でのオンライン英会話の実施 ④ICT 機器を活用した学習・指導方法の改善 ○タブレット、電子黒板等 ICT 機器の効果的な活用 ○教科指導における、デジタル教科書等アプリケーションの活用の促進 ○学習支援ソフト(ロイロノート、e ライブラリー等)の活用の推進 ○プログラミング教育の推進 ○ICT 支援員の活用

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R5. 4. 1)	実績値 (R6. 3. 31)	目標値 (R5. 4. 1)	達成評価
①授業改善	直方市標準学力調査(小学校) 国語・算数で全国平均値の 95% 直方版授業チェックリストの 13 項目すべての評価値(児童 生徒・教師)が4段階評価の3 を上回る ※ 調査対象 小学校5年生全担任 中学校2年生全担任	国語該当なし 算数3学年 小 3.18 中 3.31 小担任 2.7 中担任 2.8	国語1学年 算数3学年 小 3.17 中 3.34 小担任 2.8 中担任 2.8	国・算 全学年 小 3.5 中 3.5 小担任 3.0 中担任 3.0	B
②基礎学力の 定着、補充学 習等の推進	全国学力量学習状況調査(小中 学校)すべての教科で全国平 均値の95%	小国語 91% 算数 93% 中国語 95% 数学 89%	小国語 97% 算数 99% 中国語 95% 数学 94%	小国語 95% 算数 95% 中国語 95% 数学 95%	A
③グローバル 化に対応し た教育の推 進	英検 IBA の結果(中学校) 3年生 英検3級 5割以上	英検3級 30%	英検3級 36%	英検3級 40%	B
④ICT 機器を 活用した学 習・指導方法 の改善	プロジェクトチームによる ICT 機器を活用した未来型授 業公開 ICT 機器、学習支援ソフトの 活用 電子黒板の活用 タブレットの活用 ロイロノートの活用 e ライブラリーの活用	年2回 常時/時々活用の割合が40% 常時活用の割合40% 常時活用の割合20%	年2回 常時/時々活用の割合が50% 常時活用の割合80% 常時活用の割合80% 常時活用の割合30%	年3回 常時/時々活用の割合が60% 常時活用の割合60% 常時活用の割合50%	B

主要施策 2

1 主要施策名	豊かな心の育成
2 担当課	学校教育課
3 取組・事業の目標	①こどもたちが自ら考え、議論する道徳科授業への改善・充実を図る。 ②自然体験活動、地域の歴史や文化に学ぶ活動などを通して心の教育の充実を図る。 ③人権尊重の精神の育成及び学力と進路の保障を目指して、学校教育全体を通して人権教育を推進する。 ④いじめ、不登校の未然防止・早期発見・早期対応のための体制整備と一人一人に応じたきめ細かな指導や相談等が実施できるよう環境整備に努める。 ⑤こどもの発達段階に応じた勤労観、職業観を育み、自立した生き方を考え、進路実現のためのキャリア教育を推進する。
4 取組・事業の内容	①道徳科の授業改善・充実 ○道徳教育推進教員の養成と道徳教育の充実 ○道徳科学習指導の充実 ②体験活動等の推進 ○自然や職業、文化、芸術等に関わる体験活動の推進 (自然教室、石炭記念館・汽車倶楽部見学、高取焼体験学習等) ③人権教育の推進 ○直方市中学校ブロック人権教育推進事業の推進 ○人権教育学習教材集「あおぞら」「あおぞら 2」、同和教育副読本「かがやき」の効果的な活用推進 ○児童生徒の発達段階に応じた平和に関する学習の推進 ④いじめや不登校への対応 ○「直方市いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づく指導及び対応の徹底 ○不登校兆候等、配慮を要する児童生徒の情報収集及び連絡調整、指導・助言 ○行政機関や教育機関との連携 ○直方市学校適応指導教室（フレンズ）の運営 ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用促進 ⑤キャリア教育の推進 ○小中学校における職業学習（夢授業等）実施のため、地域、企業、関係機関、団体の関係者等との連携強化 ○キャリアパスポートの活用の支援

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R5. 4. 1)	実績値 (R6. 3. 31)	目標値 (R5. 4. 1)	達成評価
①道徳科の授業改善の推進	小中合同による授業研修会を実施	各中学校区で実施	各中学校区で実施	各中学校区で実施	A
②体験活動等の推進	各学年の実態に応じた体験活動心の劇場、高取焼体験、自然教室、石炭記念館・汽車倶楽部見学、大相撲観戦、子ども音楽祭、英語発表会、職場体験	コロナ禍においてできる学校のみ実施	すべて実施	すべて実施	A
③人権教育の推進	各学校人権教育研修会の実施	実施率 100%	実施率 100%	実施率 100%	A
④いじめや不登校への対応	不登校児童生徒の割合	小学校 1.2% 中学校 7.4%	小学校 2.3% 中学校 9.0%	小学校 1.0% 中学校 7.0%	B
⑤キャリア教育の推進	職場体験の実施(夢授業)	1 回	中止	1 回	B

主要施策 3

1 主要施策名	健やかな体の育成
2 担当課	学校教育課、教育総務課
3 取組・事業の目標	①運動に慣れ親しみ、習慣化させることで体力や運動能力を向上させる教育活動を推進する。 ②生涯を通じて健康で安全な生活を送ることができるように食育や薬物乱用防止教育等の健康教育を推進する。 ③学校給食を充実させることにより食に関心を持ってもらい、望ましい食習慣と食に関する実践力を身につける。
4 取組・事業の内容	①体力や運動能力を向上させる取組 ○新体力テストの実施(小・中学校、高等学校連携授業による取組の充実) ○スポコン広場等の積極的活用 ②健康教育・安全教育の推進 ○栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭等と連携して行う食育の推進 ○規範意識育成のための指導の充実(薬物乱用防止、ネットモラル育成等) ○安全教育・防災教育の実施(交通安全、救急救命、火災対応地震対応、事故対応等) ③学校給食の充実による食育の推進 ○「早寝・早起き・朝ごはん運動」等の生活習慣の確立に向けた取組の充実(小中学校) ○調理員研修会による調理技術向上の推進(小学校) ○農業振興課と連携した地元農産物活用の推進(小中学校) ○献立内容の放送の充実(小中学校) ○献立委員会によるメニュー改善(中学校)

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R5. 4. 1)	実績値 (R6. 3. 31)	目標値 (R5. 4. 1)	達成評価
①運動やスポーツをする習慣を定着させる取組	新体力テスト（小5、中2） 各種目全国平均値以上	コロナ禍において、各学校でできる範囲で実施（全国平均との比較不可能）	11 小学校、 4 中学校 小男 3/8 小女 1/8 中男 6/8 中女 2/8	全種目で全国平均値以上 （全8種目）	B
	スポコン広場チャレンジランキングゾーンへの登録	11 校	11 校	11 校	
	部活動外部指導者数	12 名	11 名	14 名	
②健康教育・安全教育の推進	「食に関する指導」を位置付け	15 校実施	15 校実施	15 校実施	A
	火災・地震・不審者・水害等の避難訓練の実施	全小中学校 2 回以上実施	全小中学校 2 回以上実施	全小中学校 2 回以上実施	
	交通安全教室の実施	中止	11 小学校	11 小学校	
③学校給食の充実による食育の推進	情報モラル教育の実施	15 校実施	15 校実施	15 校実施	B
	毎日朝ごはんを食べる割合 ○小学校	80.4%	87.9%	90.0%	
	○中学校	76.6%	87.6%	80.0%	
	中学校給食残食率（主食+おかず）	16.0%	12.4%	15.0%	

主要施策 4

1 主要施策名	特別支援教育の充実
2 担当課	学校教育課
3 取組・事業の目標	①特別な支援を必要とする児童生徒の自立と社会参加を目指し、一貫した継続性のある指導支援の充実を図る。 ②幼児の実態と教育的ニーズに対して、適切な学習環境を提供するための支援を充実させる。 ③特別な支援を必要とする児童生徒が、安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備を推進する。 ④特別な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援を行うため、教職員の専門性向上と支援体制の整備を図る。
4 取組・事業の内容	①継続性のある指導支援の充実 ○発達障がい児等教育支援事業の実施 (市配置臨床心理士による巡回教育相談、理解・啓発を図るパンフレット等の配布) ○家庭及び福祉機関との連携の強化 ②就学前における支援の充実 ○就学に向けた相談活動・支援の充実 ○保育園・幼稚園・児童発達支援センター等への訪問実施 ③安全・安心かつ効果的に学べる環境整備 ○特別な支援を要する児童生徒の実態に対応した合理的配慮の提供 ○特別支援教育支援員の配置 ○通級指導教室の充実 ④専門性の向上と支援体制の整備 ○特別支援教育研修会（対象：担任、コーディネーター、特別支援教育支援員）の実施 ○特別支援教育担当者研修会の開催 ○特別支援学校との連携 ○スクールカウンセラーの活用

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R5. 4. 1)	実績値 (R6. 3. 31)	目標値 (R5. 4. 1)	達成評価
①継続性のある指導支援の充実	臨床心理士による発達相談の実施	124 件	330 件	100 件	A
②就学前における支援の充実	臨床心理士による就学相談の実施	176 件	111 件	100 件	A
③安全・安心かつ効果的に学べる環境整備	児童生徒の実態に応じた支援員の配置	34 名の配置	34 名の配置	35 名の配置	B
④専門性の向上と支援体制の整備	就学事務担当者、特別支援学級担当者、特別支援教育支援員研修会の実施	2 回	6 回	3 回	A

主要施策 5

1 主要施策名	信頼される学校づくりの推進
2 担当課	学校教育課
3 取組・事業の目標	①学校の教育力を高めるために、教職員の資質や指導力を高める研修や支援体制の充実に努める。 ②学校運営の評価をもとに教育活動の充実を図る。 ③コミュニティ・スクール等を活用し、地域住民等と連携した教育活動の推進を図る。 ④児童生徒の安全教育の充実を図るとともに、地域や関係機関・団体との連携を密にした安全対策を推進する。 ⑤デジタル技術を活用することにより学校事務の効率化を図るとともに、出欠連絡等の保護者の負担軽減を図る。
4 取組・事業の内容	①教職員研修の充実 ○小中一貫教育推進のための研修会の充実 ○教育委員会指定研究委嘱校への指導・支援 ○管理職研修会、若年教職員研修会等の充実 ○「直方市小中学校教科等研究会」及び「自主的研修」の支援 ○教育論文・実践記録の応募奨励と継続的な指導・支援 ②学校運営・評価システムの充実 ○学校評議員制度の充実及び学校の「自己評価」「関係者評価」の公表・報告の推進 ○学校評価を活用した保護者や地域の信頼に応える学校づくりの推進 ③地域住民等と連携した教育活動の推進 ○コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進 ○「ふれあい交流事業」や地域住民等を活用した学習指導の支援 ○地域人材や学生を活用した教育活動や補充学習の拡充 ○開かれた学校づくりを目指す「特色ある教育活動」の推進 ④安全対策の推進 ○関係機関（警察、消防署、市関係部署）や地域団体等との連携強化 ○「学校危機管理マニュアル」の具体化と職員への浸透・徹底 ○通学路の安全点検及び整備促進 ○感染症対策の浸透・徹底 ⑤学校事務の効率化と DX の推進 - 学校と家庭の DX の推進 ○出欠等のやり取り、学級通信等のメール配信 ○学力や健康診断等のデータの管理における統合システムの導入

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R5. 4. 1)	実績値 (R6. 3. 31)	目標値 (R5. 4. 1)	達成評価
①教職員研修 の改善・充実	教育論文の応募数 20 点以上 (各学校 1 点以上)	15 点	17 点	20 点	B
②学校運営・評 価システム の充実	自己評価・関係者評価の実施と 公表	自己評価 関係者評価 実施 100% 公表 100%	自己評価 関係者評価 実施 100% 公表 100%	自己評価 関係者評価 実施 100% 公表 100%	A
③地域住民等 と連携した 教育活動の 推進	コミュニティ・スクールの指定	5 校	6 校	6 校	A
④安全対策の 推進	地域・保護者と連携した通学路 安全点検の実施	実施率 100%	実施率 100%	実施率 100%	A
⑤DX の推進と 学校事務の 効率化	欠席連絡、学校通信等メール配 信活用率	0%	70%	90%	B

主要施策 6

1 主要施策名	教育環境の整備・充実
2 担当課	教育総務課、学校教育課
3 取組・事業の目標	①学校規模適正化方針の検討と整合を図りながら、老朽化した学校施設の改善整備を行う。 ②ICT 環境の整備を推進する。 ③諮問委員会を設置し、学校規模適正化の検討を行う。
4 取組・事業の内容	①学校施設の整備・充実 トイレ快適化事業 ○感田小学校体育館トイレの水洗化、洋式化工事 ○上頓野小学校トイレ洋式化実施設計 ○直方東小学校トイレ洋式化実施設計 ○下境小学校トイレ洋式化実施設計 ②ICT 環境の整備推進 ○特別教室のネットワーク環境整備 ○電子黒板の各クラス 1 台配備の推進 ③学校規模適正化の推進 ○中学校区説明会の実施 ○附属機関の設置、検討、諮問、方針決定

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R5. 4. 1)	実績値 (R6. 3. 31)	目標値 (R5. 4. 1)	達成評価
①学校施設の整備充実	小中学校のトイレの洋式化率	49. 2%	53. 98%	56. 0%	B
②ICT 環境の整備推進	電子黒板のクラス配備率	50. 0%	100%	60. 0%	A
③学校規模適正化の検討	学校規模適正化の諮問会議の実施	—	学校規模適正化基本指針検討委員会 4 回実施し、答申をもらった。	基本方針決定	B

主要施策 7

1 主要施策名	幼児教育の充実
2 担当課	こども育成課
3 取組・事業の目標	①発達に支援が必要なこどもに乳幼児期から学齢期まで一貫した支援を行うために、専門家が保育現場へ巡回相談を行う。ひいては児童の自立と社会への支援を推進する。 ②保育の質の向上のため園との連携を強化し、専門家による現地指導や研修会等を行う。
4 取組・事業の内容	①巡回相談の実施 現場の保育士を支援するため、保育所等で保健師及び臨床心理士が保育現場を訪問、対応策の指導を実施 ②各園訪問や研修会の実施 ○保育所、幼稚園、認定こども園の訪問を実施 ○保育士を対象とした研修会の実施

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R5. 4. 1)	実績値 (R6. 3. 31)	目標値 (R5. 4. 1)	達成評価
①巡回相談の実施	巡回相談実施回数	17 回	32 回	30 回	A
②各園訪問や研修会の実施	保育所、幼稚園、認定こども園の訪問回数	0 回	16 回	10 回	A
	研修会の実施回数	0 回	2 回	2 回	

主要施策 8

1 主要施策名	保育環境の整備
2 担当課	こども育成課
3 取組・事業の目標	①老朽化した保育施設の改修を行うことにより、乳幼児の保育環境や働く保育士の職場環境の改善を行う。 ②保育士が安心して保育業務に集中できるために、ICT の導入により保育士が受け持つ事務負担の軽減を図る。 ③幼稚園入園手続きの電子申請を導入することにより、園や保護者の負担軽減を図る。 ④待機児童解消や保育士の職場環境の改善を図るため、保育士の確保事業を行う。 ⑤老朽化した学童クラブの改修により、学童の保育環境改善を行う。
4 取組・事業の内容	①保育関連施設の整備 ②保育所等への ICT 導入の推進 ③幼稚園入園手続きの電子申請導入の検討 ④保育士確保事業 ○合同就職説明会の実施 ○奨学金返済支援制度の充実 ⑤学童クラブ施設の整備

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R5. 4. 1)	実績値 (R6. 3. 31)	目標値 (R5. 4. 1)	達成評価
①保育関連施設の整備	R4 整備事業の完了 R5 整備事業の着工	— —	1 園 (繰越により R5 完了 2 園) 0 園 (不調、延期 各 1 園)	3 園 2 園	B
②保育所等への ICT 導入の推進	保育士支援のためのシステムを導入した園の数	5 園	6 園	6 園	A
③幼稚園入園手続きの電子申請導入	導入検討会議を行い、方針を決定する。	—	0 園	導入可否の決定	—
④保育士確保事業	合同就職説明会の実施回数 奨学金返済支援補助金の利用者数	1 回 6 人	1 回 10 人	2 回 7 人	B
⑤学童クラブ施設の整備	施設修繕校数	1 校	2 校	1 校	A

主要施策 9

1 主要施策名	家庭教育・家庭支援の充実
2 担当課	こども育成課
3 取組・事業の目標	①未就園児及びその家庭を把握することにより未就園児に就園を促すほか、就学にかかわる相談体制をつくる。 ②子育て支援センターでの多世代交流の促進を図る。 ③出産を控えた妊婦や就園前の子育て世代へ向けて、市内の保育施設の紹介や子育てイベントなどの情報を発信する。 ④多世代交流として、地域の高校生と子育て世代の交流を図る。
4 取組・事業の内容	①3歳児を対象とした絵本配布事業 ○未就園児及びその家庭の把握、就園への促し ②子育て支援センターの事業拡充 ○センターでの多世代交流の促進 ○幼少期における社会性発達基盤のための親を対象とした研修の実施 ○地域子育て支援センターを利用する保護者からの個別相談に対応 ○家庭の支援体制充実(要保護児童対策地域協議会との連携強化) ○幼稚園・保育所等の情報提供 ○希望する園からの広報活動の受け入れ ③子育てガイドの発行 ○出産や子育て、奨学金制度、就労支援等多岐にわたる情報を発信 ④多世代交流の実施 ○筑豊高校との共同事業で高校生と子育て世代の交流会(子育てサロン)を開催する。 毎年5月から翌1月までで7回行う。

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R5. 4. 1)	実績値 (R6. 3. 31)	目標値 (R5. 4. 1)	達成評価
①絵本配布事業	絵本の配布部数	401 部	443 部	450 部	A
②子育て支援センター事業	センターの利用者数 延べ相談件数	1,900 人 210 件	4,202 人 235 件	3,000 人 240 件	A
③子育て情報の発信	「子育てガイド」発行部数	1,000 部	1,000 部	1,000 部	A
④多世代交流の実施	子育てサロンの参加人数	163 人	182 人	200 人	B

主要施策 10

1 主要施策名	社会教育活動の促進
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	①心の豊かさや生きがいづくりのため、中央公民館主催講座をライフスタイルや価値観の多様化に対応した内容に充実させ、生涯学習を支援するとともに、学びを通じた仲間づくり・世代間交流の促進を図る。 ②地域の高齢者による学習支援ボランティアが、自分の経験や知識、特技を披露する場として、こどもたちとの交流の場を設けることにより、高齢者の生きがいづくりや学習意欲を喚起するとともにこどもたちの体験学習を支援する。 ③社会教育団体の自発的学習活動の活性化や継続に向けた活動支援を図るとともに、団体等との連携に努める。
4 取組・事業の内容	①中央公民館主催講座の充実 市内居住者および通勤者を対象とした、初心者向けの「趣味の講座」、おおむね 60 歳以上を対象とした「はつらつ塾」を通年の主催講座として開講する。また、新たな市民ニーズの掘り起こしのため、短期講座を開講し、次年度以降の通年講座の拡充を図る。 ②地域の高齢者による学習支援 地域の学習支援ボランティアが学校を訪問し、講座で学んだ内容及び今までの経験や知識、特技を活かし、こどもたちの総合学習等の場で教える「ふれあい交流事業」を実施する。 ③社会教育団体の活動支援 芸術、歴史、芸能及び文化、スポーツ振興、青少年育成に関する団体や連合体が行う事業に対して支援を行う「社会教育活動費補助金」や校区のこどもたちの活動に対して支援を行う「直方市アンビシャス活動助成金」の制度を活用し、社会教育団体の活動の一部を補助する形で自発的学習活動の活性化に取り組む。

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R5. 4. 1)	実績値 (R6. 3. 31)	目標値 (R5. 4. 1)	達成評価
①中央公民館主催事業の充実	主催講座数 短期講座数	18 講座 1 講座	16 講座 0 講座	20 講座 10 講座	C
②地域の高齢者による学習支援	ふれあい交流実施回数	86 回	111 回	100 回	A
③社会教育団体の活動支援	支援実施団体数	13 団体	13 団体	17 団体	B

主要施策 11

1 主要施策名	文化施設の振興
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	①文化施設の運営を行っている指定管理者と連携し、各施設の特色を活かした管理運営を行う。 ②各文化施設間の連携を強化し魅力的な運営を行う。 ③市民文化祭の活性化を図り、市民の文化活動の充実を目指す。
4 取組・事業の内容	①指定管理者と連携した特色を活かした文化施設の活用と運営 直方谷尾美術館と連携し、直方の未来を担うこどもたちに芸術に触れる機会を創出し、個性を伸ばし想像力を育むために「第3回のおがた子どもアート大賞展」の開催に向けての取り組みを継続して行う。また、関係課や学校などと連携し、各施設の特色を活かした事業を実施する。 ○季節の生け花・食事の提供(直方歳時館) ○三太郎 cafe(直方歳時館) ○社会科見学(直方市石炭記念館) ○子育て広場(直方市立図書館) ②文化施設間の連携強化 R6年には、直方歳時館が開館25周年、R7年にはユメニティのおがたが開館25周年を迎える。それらのアニヴァーサリー事業に向けて、それぞれの施設の企画展に関連した事業やイベントを行うなど施設間の連携強化を行う。 ③市民文化祭の活性化等、市民の文化活動の充実 R4年度に、コロナ禍で中止になっていた市民文化祭を、ステージの部、展示の部を再開した。しかしながら、参加団体も少なかったため、R5年度は、開催方法を工夫しながら、発表の場を設け、市民の文化活動の支援を行う。

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R5. 4. 1)	実績値 (R6. 3. 31)	目標値 (R5. 4. 1)	達成評価
①文化施設の活用	文化施設の年間利用者数	133,175 人	171,911 人	130,000 人	A
②文化施設間の連携強化	文化施設間連携イベントの回数	5 回	5 回	5 回	A
③市民文化祭の活性化	市民文化祭の参加人数	964 人	1,284 人	1,500 人	B

主要施策 12

1 主要施策名	スポーツの振興
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	①スポーツ関係団体等と連携して、市民がスポーツに親しめる機会を創出する。 ②市民の誰もがスポーツに参加できる環境をつくるため、学校や地域と連携を図った事業を行う。
4 取組・事業の内容	①各団体及び庁内関係課と連携したスポーツ活動の促進 スポーツ推進委員や地域総合型スポーツクラブ、庁内関係課と連携し、市民がスポーツに親しめる事業を実施する。 主催事業等 ○ポスチャサイズ教室 全7回 ○仙人体操&ダンスフィットネス教室 全10回 ○こども相撲教室 全3回 ○親子着衣水泳教室 ○こども陸上教室 全7回 ○体力テスト会 ○弓道教室 全8回 ○スポーツ推進団体関連事業 ○トップアスリート事業（日本生命協定事業） ○直方市子ども紙ヒコーキ大会 ○こども陸上教室記録会 ○おとなテニス教室 全7回 その他事業等 ○直鞍一周駅伝競走大会（体育協会等連携事業） ○わくわくのおがたスポーツクラブとの共催事業 ②学校や地域と連携を図った事業の実施 直方市スポーツ推進委員協議会と学校や地域が連携し、カヌー教室やニュースポーツ体験などの事業を行う。

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R5. 4. 1)	実績値 (R6. 3. 31)	目標値 (R5. 4. 1)	達成評価
①スポーツに親しむ機会の創出	スポーツ教室等種目数 スポーツ教室参加者数	6 種目 146 人	15 種目 417 人	12 種目 500 人	B
②学校や地域と連携を図った事業の実施	連携事業の回数	2 回	6 回	5 回	A

主要施策 13

1 主要施策名	青少年の健全育成と交流体験活動事業の充実
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	①自然とのふれあい体験や様々な生活体験活動を通して、健やかで、豊かな人間性を育み、広い視野や志を持ち、たくましく生き抜く力を備えた青少年の育成を図る。また、地域の歴史や伝統文化に触れる活動を通して、郷土への誇りや愛着を持つ機会の充実に図る。 ②音楽の専門家が指導することにより、こどもたちが普段の授業等では得られない様々な体験や創作活動を通して、こどもの才能の芽を育む。
4 取組・事業の内容	①青少年の体験活動・世代間交流事業の実施 ○折り紙で〇〇を作ろう ○夢の土鈴づくり～第2章 ○カヌー川下り ○職場体験（消防）＋民間企業とのコラボ ○紙ヒコーキ大会 ○サイエンスショー身近な化学を体験しよう！ ○歴史系イベント ○親子陶芸教室 ○子ども将棋大会 ②こどもの才能の芽を育む事業の実施 ○様々なレーベルで活躍する音楽プロデューサー堤秀樹氏を講師に迎え、iPadを使用した作曲活動を行い、ミュージックスタジオにて iPad で作成したオリジナルソングを録音する。 ○直方市出身のプロの声楽家である野上結美氏を各小中学校へ派遣して、合唱指導を行うことで、声を出し歌うことの楽しさを伝える。 ○幼稚園音楽アウトリーチ事業では、市内8園ある幼稚園の内5つの幼稚園でコンサートを行い、幼児に生演奏を披露し、優れた音楽を直に体験してもらう事業を行う。

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R5. 4. 1)	実績値 (R6. 3. 31)	目標値 (R5. 4. 1)	達成評価
①体験活動・交流事業	青少年育成市民会議事業の参加人数	102 人	199 人	280 人	C
②子どもの才能の芽を育む事業	参加人数	265 人	866 人	300 人	A

主要施策 14

1 主要施策名	文化財の保護と学習機会の充実
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	①歴史的価値の高い施設・資料の保存のため、必要に応じた修復を行った上で、国指定史跡筑豊炭田遺跡群を構成する模擬坑道や石炭記念館本館をより魅力ある施設として整備する。 ②郷土の歴史に直接触れる機会を提供し、誇りや愛着を持つ機運を醸成する。 ③故郷の歴史、文化財に誰もが接することができる機会を提供する。
4 取組・事業の内容	①国指定史跡筑豊炭田遺跡群の保存整備に向けた取り組みの推進 石炭記念館本館及び模擬練習坑道の展示に関する基本設計を作成する。 ②郷土資料室の充実 郷土の歴史に興味を持ち、来館者に満足してもらえるよう、魅力的な企画展を開催する。 ③故郷の歴史と文化財に関する学習機会の充実 ○遠賀川流域の古墳同時公開 ○文化財関係出前講座 ○青少年事業での文化財関係イベントの実施

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R5. 4. 1)	実績値 (R6. 3. 31)	目標値 (R5. 4. 1)	達成評価
①筑豊炭田遺跡群の整備保存	基本設計の作成	—	—	作成	—
②郷土資料室の充実	企画展の実施	1 回	2 回	2 回	A
③故郷の歴史と文化財に関する学習機会の充実	古墳同時公開・出前講座等実施回数	5 回	9 回	6 回	A
	古墳同時公開・出前講座等来場者数	350 人	2,220 人	400 人	

令和 5 年度 直方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の 状況についての点検及び評価報告書に対する学識経験者からの意見

福岡教育大学教職大学院
教 授 鬼 木 務

I 全体

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、直方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書に対し、学識経験者として、施策評価や改善点について意見を述べる。本点検及び評価報告書に記された教育委員会の活動状況、施策別点検及び評価シートの記載、あわせて、教育委員会事務局との意見交換のヒアリング内容に基づき評価を行った。

令和 5 年度直方市教育施策要綱においては、「未来を拓く」～新しい時代をたくましく生きる人づくり～を掲げ、その実現のため 14 の主要施策を据え、事業の具体化を図り、組織的、計画的に事業の遂行、取組が行われ、マネジメント・サイクルによる改善が行われている。「施策別点検及び評価シート」がさらに分かりやすくなるように見直されていることもその一つである。令和 5 年 5 月から新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行したこととあわせ、事業の遂行に向けての教育委員会職員及び関係者の努力により、催しや講座等への参加者が大きく増加している。また、Society5.0 時代へ向けて、電子黒板の全教室設置等の GIGA スクールのさらなる促進、教育委員会の HP の充実、電子申請の拡大にも積極的に取り組まれている。事業・取組全体の状況を俯瞰すると、直方市が目指している「未来を拓く人づくり」が着実に進められているといえる。さらに、総合教育会議が 11 月に開催され、学力向上の取組等について、市長と教育委員会との有意義な意見交換がなされている。市長部局と教育に関わる課題を共有し、事業・取組の理解を図り、連携・協力して幼児教育、学校教育、生涯教育の充実・発展を図るため、総合教育会議の開催を高く評価する。

評価の結果は、令和 5 年度の教育委員会の各主要施策について、ほとんどの取組・事業が計画的かつ適切に実施され、いくつかの事業では、大きな成果が得られている。また、全体として概ね良好な成果が得られており、教育委員会による各主要施策の達成評価は妥当であると考ええる。

II 直方市教育委員会の活動状況

教育委員会の開催（令和 5 年度毎月 12 回）、学校訪問（令和 5 年度 10 月小学校 4 校、11 月中学校 1 校）が計画的に実施されている。教育委員会は毎月開催されており、議案、協議事項、報告事項が示され、適切に運営されている。特記すべきは、直方市学校規模適正化について、10 月に協議が行われて以降、基本指針検討委員会規則の制定、委員の任命

がなされ、基本指針検討委員会において答申がとりまとめられて教育委員会に報告がなされていることである。子どもの適切な教育環境確保の重大な課題に対して真摯に向き合い、見通しをもって適切に手順を踏みながら課題解決を進めていることを高く評価する。

Ⅲ 施策別点検評価

1 確かな学力の育成(学力の向上)

②基礎学力の定着については、実績値が目標値を上回り、成果が出ている。①授業改善、補充等の推進、③グローバル化に対応した教育の推進、④ICT 機器を活用した学習・指導方法の改善については、目標値に近い実績値となっており、確かな学力の育成に向けた事業の計画的な推進と取組の努力がうかがえる。

①授業改善については、何よりも学校教育において授業で子どもの資質・能力を育成することが中心であり、教師の授業力量の向上、授業改善は学校教育の最重要課題であると考え。直方市では、授業チェックリストの活用による授業改善、メンター・メンティー方式による若年教員の育成、市内留学制度などの取組が進められていることを評価する。さらに、焦点化した取組によって成果を上げることが期待される。授業チェックリスト全項目の向上を目指すことから、各学校で、教員が自校の向上を図る項目を決めて授業改善に取り組むなど、教員のモチベーションを重視して、当事者意識をもって行うことで実効性が高まると考える。また、小学校においては、授業と学級経営が密接に結びついていることから、授業力が高く学力向上に効果を上げている市内のスペシャリスト教員の授業と学級経営について、他校の希望する教員が1日密着して学ぶ市内留学制度（弟子入り制度）を実施することで、市全体の授業改善を図る取組を強化することを検討いただきたい。

④ICT 活用については、ICT 機器を活用した学習指導法の授業公開による研修を行っていることを評価する。今後の全国学力・学習状況調査等の CBT 化も踏まえ、さらに児童生徒によるタブレットの日常的な活用率を高めることが望まれる。そのために、どの教科でも毎日の授業で、スタディ・ログ（学習履歴）的な活用を奨励するとよいと考える。子どもがノートに書いた自分の考えを写真にとって、学級で画像を共有し、自力解決のヒントにしたり、交流したりすることに使うといった主体的な問題解決のための活用を日常化することを検討いただきたい。

2 豊かな心の育成

①道徳科の授業改善の推進、②体験活動の推進、③人権教育の推進については、目標値が達成されており、成果が出ていることがうかがえる。

④いじめや不登校への対応については、他の自治体において、いじめ問題への学校・教育委員会の対応について問題視される事案が起こっていることや、全国的に不登校児童生徒が増加し、かつ、低年齢化している状況があることから、教育委員会としてこれらに対

する事業・取組を強化する必要があると考える。いじめ問題対応については、いじめが疑われる事案の発生から、学校と教育委員会が連携して迅速に対処や保護者対応ができるように、共有フォルダでの情報共有を図るなど、教育委員会がより積極的に関与する体制づくりが必要であるとする。不登校問題については、教室には入れないが学校には行ける児童生徒が多い割合でいることに対応するため、校内適応教室の全校設置を進める必要があると考える。しかし、教員の業務負担を増すことがないようにするため、コミュニティ・スクールを活用してボランティアによる見守り体制をつくるなどの対策もあわせて検討いただきたい。

⑤キャリア教育の推進については、職場体験が諸事情により中止となったことは、生徒の職業観を育成する上で大変残念なことである。令和6年度以降は、毎年実施ができるように、各学校の職場体験の計画、実施に向けた教育委員会による積極的な指導・支援を行っていただきたい。

3 健やかな体の育成

②健康教育・安全教育の推進については、目標値が達成されており、取組の計画的な実施が行われたことを高く評価する。火災・地震・不審者・水害等の避難訓練の実施は、子どもと全ての関係者の命を守るために必要なものであり、子どもと教員だけでなく、学校で勤務する全ての関係者が合同で実施することが望まれる。

①運動やスポーツをする習慣を定着させる取組、③学校給食の充実による食育の推進については、目標値に迫る実績値になっており、取組の努力を評価できる。

4 特別支援教育の充実

①継続性のある指導支援の充実、②就学前における支援の充実、④専門性の向上と支援体制の整備においては、実績値が目標値を大きく上回っており、成果とともに、実施に関わる関係者の努力がうかがえる。③安全・安心かつ効果的に学べる環境整備については、概ね目標が達成できていると考える。

①臨床心理士による発達相談の実施の件数が大変多くなっている。特別支援教育に関しでの相談・支援のニーズの増大は、今後も予想されるため、無理なく対応できるようにするための体制整備を検討していただきたい。

5 信頼される学校づくりの推進

②学校運営・評価システムの充実、③地域住民等と連携した教育活動の推進、④安全対策の推進については、目標値を達成し、計画的に信頼される学校づくりのための取組が行われている。①教職員研修の改善・充実、⑤DXの推進と学校事務の効率化については、目標値に近づいており、取組の努力がうかがえる。

③コミュニティ・スクールの推進については、学校・地域・家庭の教育力を高め、協働

で子どもをよりよく育成するための仕組みをつくり、教育基盤として根付かせるためのものである。コミュニティ・スクールを成功させるため、導入後も教育委員会が積極的に関わり、学校運営協議会において熟議を重視した運営を行い、委員の当事者意識を高めるように働きかけていただきたい。

②の学校評価において、学校関係者評価は、地域住民・保護者代表により、学校の教員による自己評価の妥当性を評価することで、マネジメント・サイクルを確立し、学校改善ばかりでなく、学校・地域・家庭の教育力向上に生かされるようにするためのものである。学校関係者評価が学校運営協議会で実施されることになる機会に、教育委員会から関係者に対して学校評価の意義、方法についての理解を図り、さらに効果のある学校運営・評価システムを構築していただきたい。

6 教育環境の整備・充実

②ICT 環境の整備推進では、実績値が 100%を達成し、全教室に ICT 教育の環境整備が行われたことを高く評価する。①学校設備の整備充実も目標値に近づいているが、子どもの快適な環境整備のためさらに進めていただきたい。③学校規模適正化の検討については、学校適正化基本指針検討委員会が 4 回実施されて答申が出され、事業が前進したことを高く評価する。

7 幼児教育の充実

①巡回相談の実施、②各園訪問や研修会の実施については、目標値を上回る実績値となっており、取組の充実がなされていると評価できる。

①臨床心理士による巡回相談の実施の件数が大変多くなっている。特別支援教育と同じように、発達支援に関しての相談・支援のニーズの増大は今後も予想されるため、無理なく対応できるようにするための体制整備を検討していただきたい。

8 保育環境の整備

②保育所等への ICT 導入の推進、⑤学童クラブ施設の整備については、目標値を達成、または、上回っている。①保育関連施設の整備、④保育士確保事業については、目標値に届いていないが、確実に実施されていることがうかがえる。

9 家庭教育・家庭支援の充実

①絵本配布事業、②子育て支援センター事業、子育て情報の発信については、実績値が現状値を大きく上回ったり目標値を達成したりしており、事業の実施を高く評価できる。④他世代交流の実施についても、子育てサロンの参加人数は現状値を上回っており、取組の努力がうかがえる。

10 社会教育活動の促進

②地域の高齢者による学習支援については、実績値が目標値を上回り、成果が上がっている。①中央公民館主催事業の充実、③社会教育団体の活動支援については、事業の目的、内容は必要性があることは理解できる。さらに、計画的に事業・取組を進めることや、関係者への理解促進のための説明会の実施などが必要ではないかと考える。

11 文化施設の振興

①文化施設の活用、文化施設間の連携強化については、実績値が目標値を上回る、または、目標値を達成し、取組・事業の充実がうかがえる。③市民文化祭の活性化について実績値が現状値よりも上回り、活性化が進められていると考える。いくつかの文化施設を実際に見学し、施設職員が業務運営に大変努力されていることがよく分かった。

12 スポーツの振興

②学校や地域と連携を図った事業の実施については、目標値を上回っている。①スポーツに親しむ機会の創出については、現状値より実績値が大きく伸びて目標値に近づいている。スポーツの振興について、様々な魅力ある事業が行われ、関係者の努力がうかがわれる。

13 青少年の健全育成と交流体験活動事業の充実

②子どもの才能の芽を育む事業については、目標値を実績値が大きく上回り、成果を高く評価する。素晴らしい企画により大きな効果があったと考える。①体験活動・交流事業については、実績値が現状値を大きく超えており、取組の努力がうかがえる。さらに参加者を増やすために、親子のふれあいを取り入れた体験活動で魅力を高めるとともに、広報活動を工夫していただきたい。

14 文化財の保護と学習機会の充実

②郷土資料室の充実、③故郷の歴史と文化に関する学習機会の充実については、目標値に達したり、目標値を大きく上回ったりするなど、事業・取組の充実がうかがえる。①筑豊炭田遺跡群の整備保存については、基本設計の作成が早期になされることを期待する。

議案第 8 号

直方市社会教育委員の委嘱について

直方市社会教育委員の委嘱について、別紙のとおり提案する。

令和 6 年 8 月 6 日
直方市教育委員会
教育長 山 本 栄 司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 10 号の規定により提案するものである。

直方市社会教育委員候補者名簿（案）

定数 7 名

現行任期：2 年（令和 6 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 3 1 日まで）

氏名	選出根拠	年齢	備考
東 陽一	学識経験者 (元直方市文化財専門委員会)	74	5 期目
安永 亮子	学識経験者 (元小学校校長)	73	6 期目
今川 恵子	学校教育関係者 (直方市立直方南小学校)	55	2 期目
草野 知一郎	学識経験者 (直方市議会)	65	2 期目
仲野 照明	社会教育関係者 (直方市自治区公民館連合会)	68	2 期目
緒方 友信	社会教育関係者 (直方市青少年育成市民会議)	72	初任
大谷 仙覚	家庭教育関係者 (直方市PTA連合会)	43	初任

議案第 9 号

直方市学校規模適正化基本指針について

直方市学校規模適正化基本指針について、別紙のとおり提案する。

令和 6 年 8 月 6 日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 号の規定により提案するものである。

直方市学校規模適正化基本指針

令和 6 年 8 月 6 日

直方市教育委員会

目 次

はじめに（学校規模適正化の検討が必要となる背景）

第1章 直方市の状況について（児童生徒数・学級数）

1. 直方市（全体）の人口推移
2. 児童生徒数・学級数の推移
3. 児童生徒数の将来予測

第2章 直方市立学校の規模適正化に関する基本指針に関すること

1. 前提となる考え方
2. 基本的な考え方
3. 直方市の目指す学校教育

第3章 直方市立学校の学校規模に関すること

1. 学校規模によるメリット・デメリット
2. 学校規模の分類

第4章 学校規模ごとの課題に対する方策について

今後の進め方

参考資料

資料1 答申書

資料2 報告書

はじめに（学校規模適正化の検討が必要となる背景）

直方市には、直方市立小学校 11 校、直方市立中学校 4 校が設置されています。直方市立小中学校に在籍する児童生徒の数は、4,507 人（小学校 2,990 人・中学校 1,517 人）（2023 年 5 月 1 日時点）です。

1993 年 5 月 1 日時点の児童生徒数は、7,214 人（小学校 4,664 人・中学校 2,550 人）でした。この 30 年の間、児童生徒の数は大きく変化していますが、市立小中学校の設置数は変わっていません。また現在、学校により児童生徒の数に差が生じていること等により、今後の学校教育や学校運営に支障をきたす事態が予測される状況となっています。

文部科学省は、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～（平成 27 年 1 月 27 日文部科学省）」において、学校規模適正化が課題となる背景として、次のように記載しています。

児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えられます。

日本は現在、人口減少社会への道を緩やかに歩み出したところです。今後は加速度的な人口減少と世界に類を見ない高齢化という事態に直面していきます。

地方教育行政を取り巻く社会状況に目を向けると、人工知能（生成 AI 等）、ビッグデータ、Internet of Things (IoT)、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society 5.0 時代が到来しつつあります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会に甚大な影響を与えるなど、社会の在り方そのものがこれまでとは非連続と言えるほど劇的に変わる状況を経験しました。さらに、学校には、従来の役割に加え、社会の変化により生じたニーズへの対応（特別支援教育の対象となる児童生徒や外国人児童生徒、不登校児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒等に対して適切な支援等）を行うことが求められています。GIGA スクール構想による一人一台端末環境が実現した中、教育デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、デジタル技術とデータを活用した知見の共有が目指されるとともに新たな教育価値の創出が不可欠となっています。また、こどもを取り巻く環境全体を見渡すと、児童虐待、ヤングケアラー、貧困を抱える児童生徒への対応が求められるなど、こどもが直面する課題は、多様化・複雑化しています。

直方市においても、人口・児童生徒数の減少が見込まれます。直方市のこどもを取り巻く状況も大きな変化が予測されます。「これまでと同じ」では、解決の難しい課題が発生することが考えられます。

直方市教育委員会は、上記の動向を踏まえ直方市のこどもにとって望ましい学校教育環境を検討する必要があると考え、直方市の学校規模適正化に取り組んでいます。直方市の学校規模適正化とは、直方市にとってちょうど良い学校の規模や学校の配置について検討し、児童生徒の教育条件を改善することです。

直方市学校規模適正化基本指針を検討するために、直方市教育委員会の附属機関として直方市学校規模適正化基本指針検討委員会を設置し、直方市教育委員会からその検討委員会へ諮問を行いました。諮問内容は、次のとおりです。

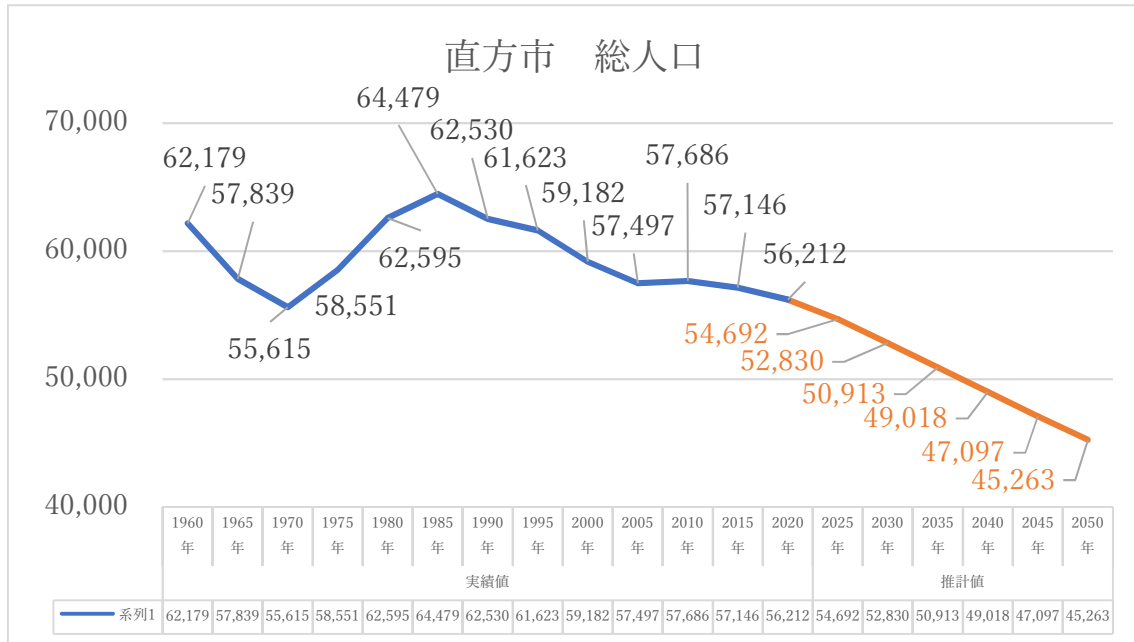
- (1) 市立学校の規模適正化に関する基本的な指針に関すること。
- (2) 市立学校の適正な学校規模に関すること。

この検討委員会は、大学准教授、市内小中学校の校長、市内保育所・幼稚園の園長、福岡県教育委員会の職員から構成されたものです。その検討委員会において計 4 回の会議で慎重な議論がなされ、答申がなされました。答申内容は、(資料 1「答申書」)、(資料 2「報告書」) のとおりです。

直方市の学校規模適正化とは、直方市にとってちょうど良い学校の規模や学校の配置について検討し、児童生徒の教育条件を改善することであるとの考えのもと、直方市学校規模適正化基本指針検討委員会からの答申や、教職員・保護者（児童生徒）へのアンケート、パブリックコメント、直方市長との協議等を経て、直方市教育委員会は、直方市のこどものために、直方市学校規模適正化基本指針を策定いたしました。

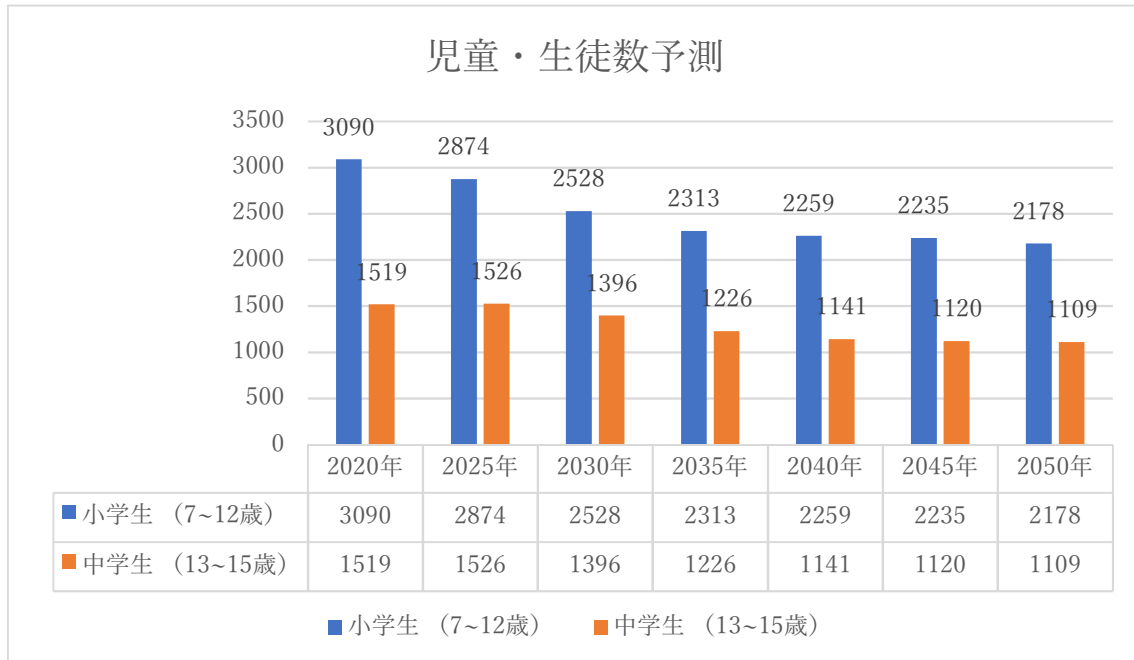
第1章 直方市の状況について（児童生徒数・学級数）

1. 直方市（全体）の人口推移



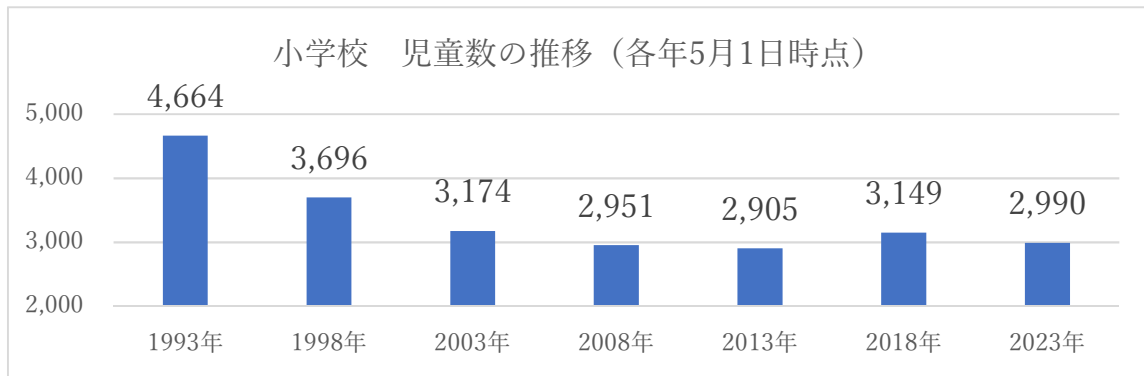
※1960年から2020年：国勢調査、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値

2. 児童生徒数・学級数の推移

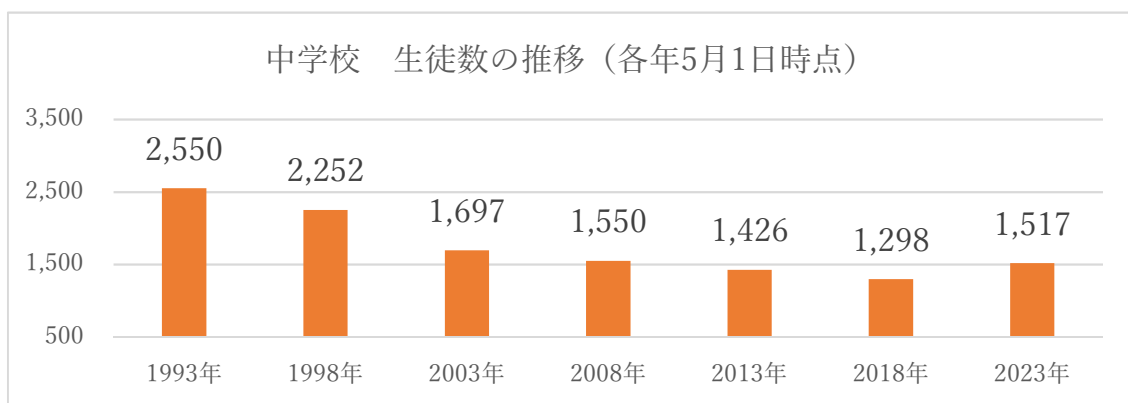


※2020年：国勢調査、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値

(児童生徒数の推移 学校毎)

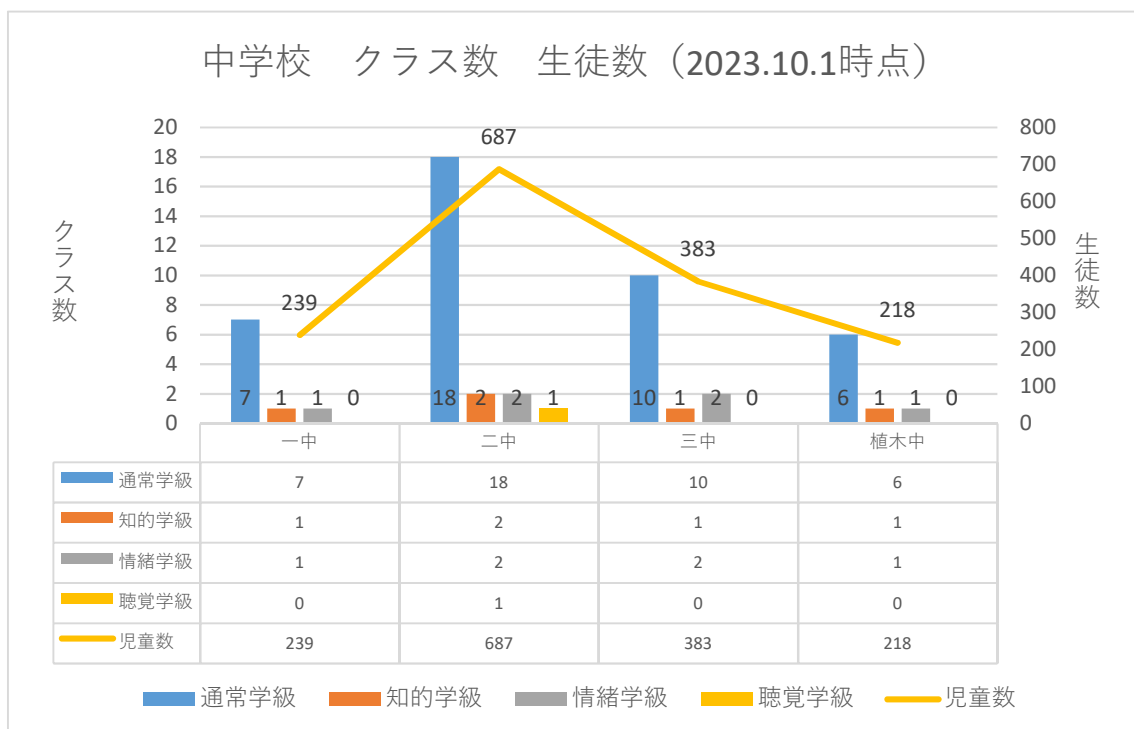
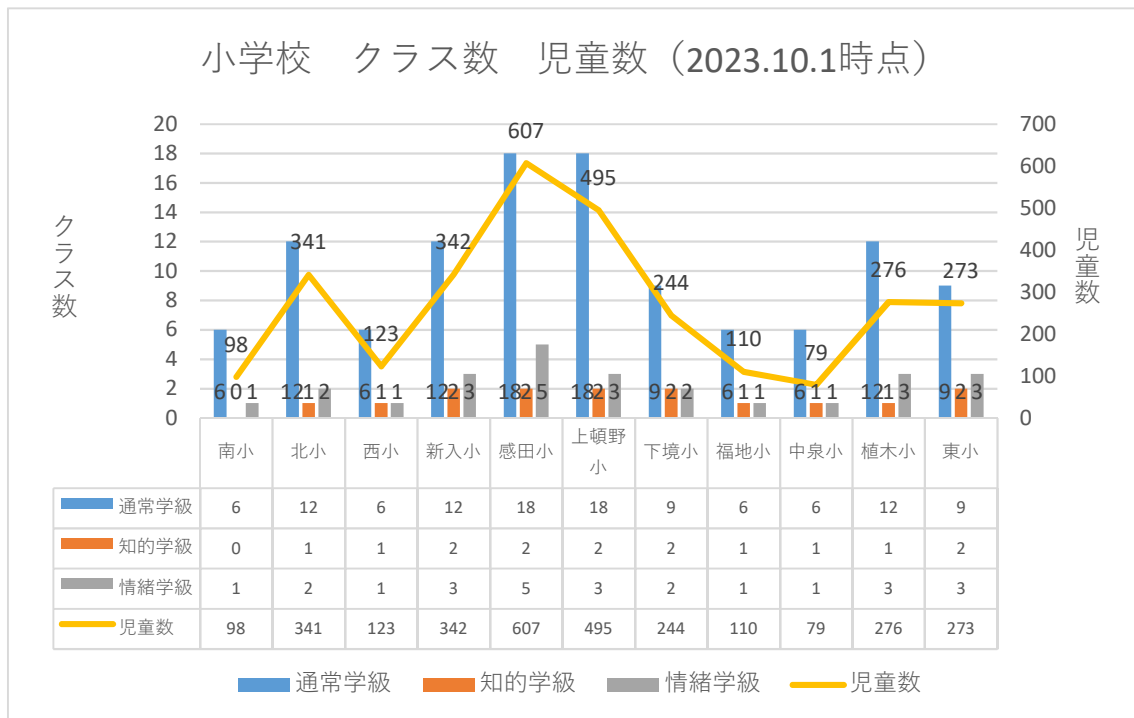


	1993年 平成5年	1998年 平成10年	2003年 平成15年	2008年 平成20年	2013年 平成25年	2018年 平成30年	2023年 令和5年
南小	194	152	118	92	102	103	97
北小	442	304	271	258	262	337	340
西小	250	178	175	151	154	151	125
新入小	551	438	369	340	329	343	344
感田小	712	612	486	482	600	654	609
上頓野小	478	414	348	360	350	433	495
下境小	455	371	284	237	242	263	245
福地小	199	156	142	142	112	112	110
中泉小	291	201	176	135	121	109	79
植木小	403	288	243	227	238	259	275
東小	689	582	562	527	395	385	271



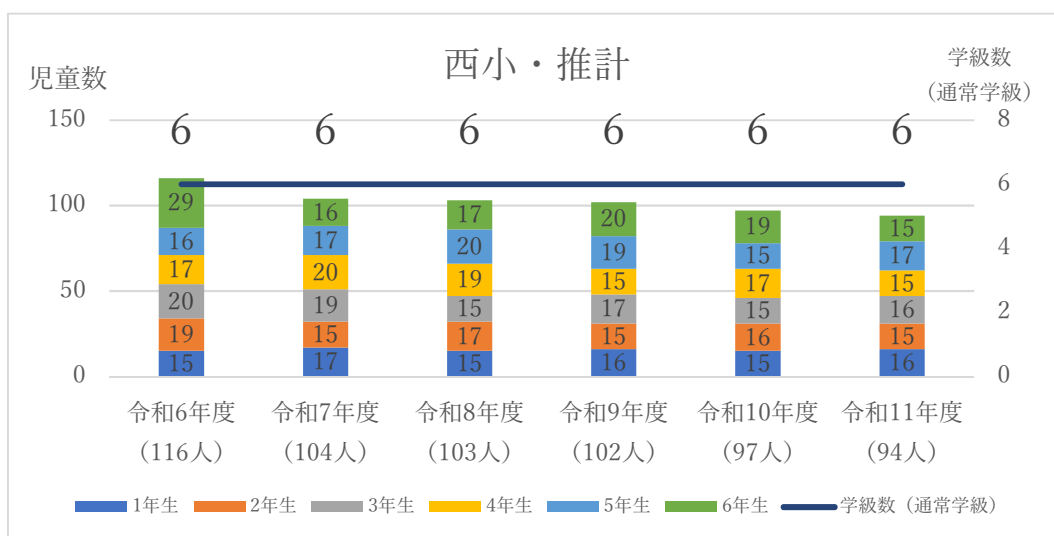
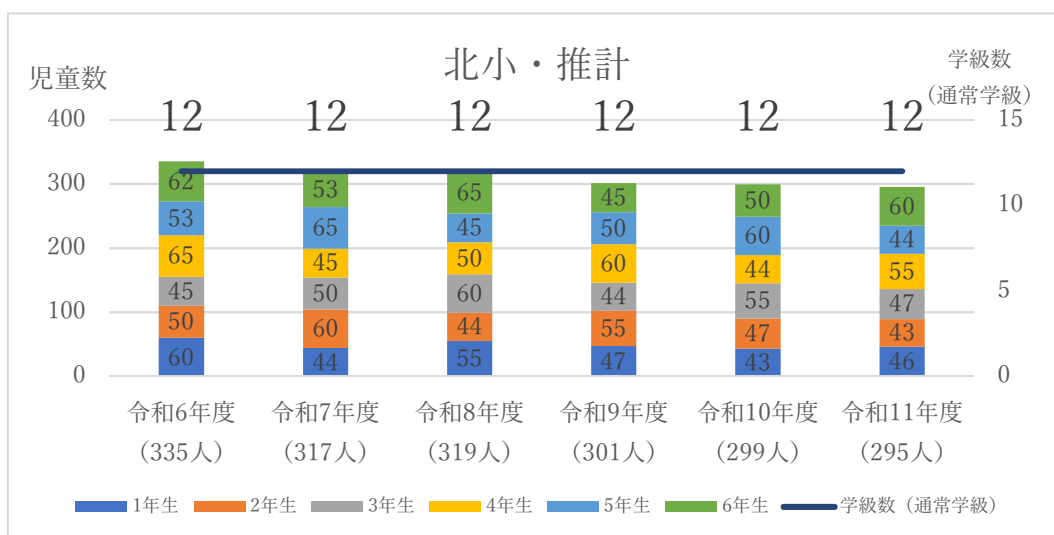
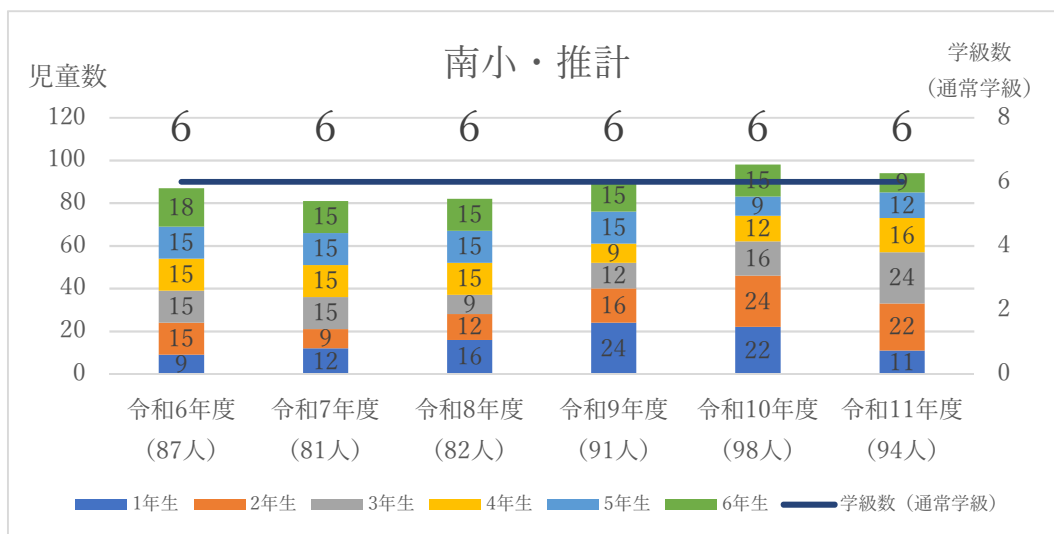
	1993年 平成5年	1998年 平成10年	2003年 平成15年	2008年 平成20年	2013年 平成25年	2018年 平成30年	2023年 令和5年
一中	473	498	340	305	246	206	232
二中	1,293	910	776	704	645	581	687
三中	540	575	409	353	336	301	379
植木中	244	269	172	188	199	210	219

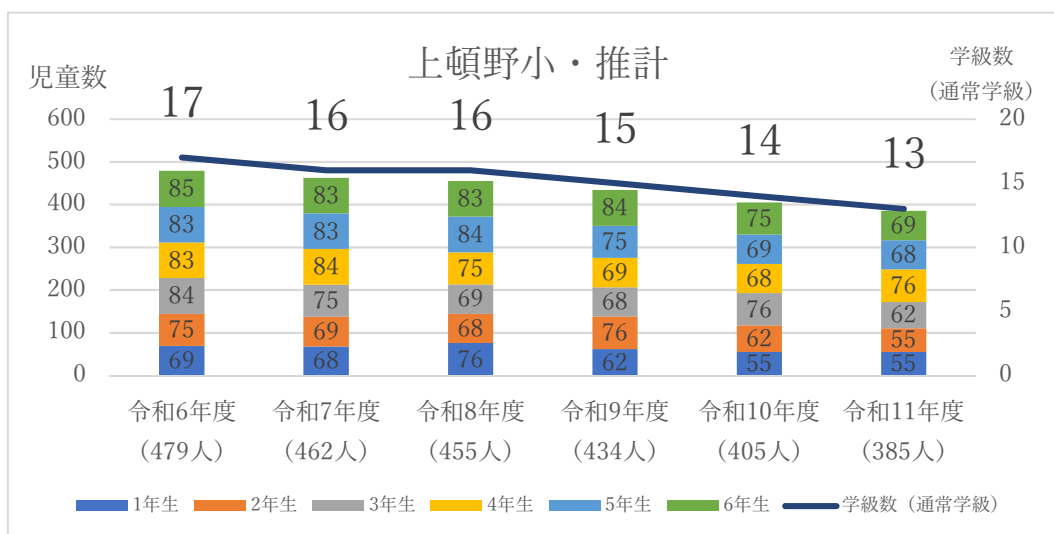
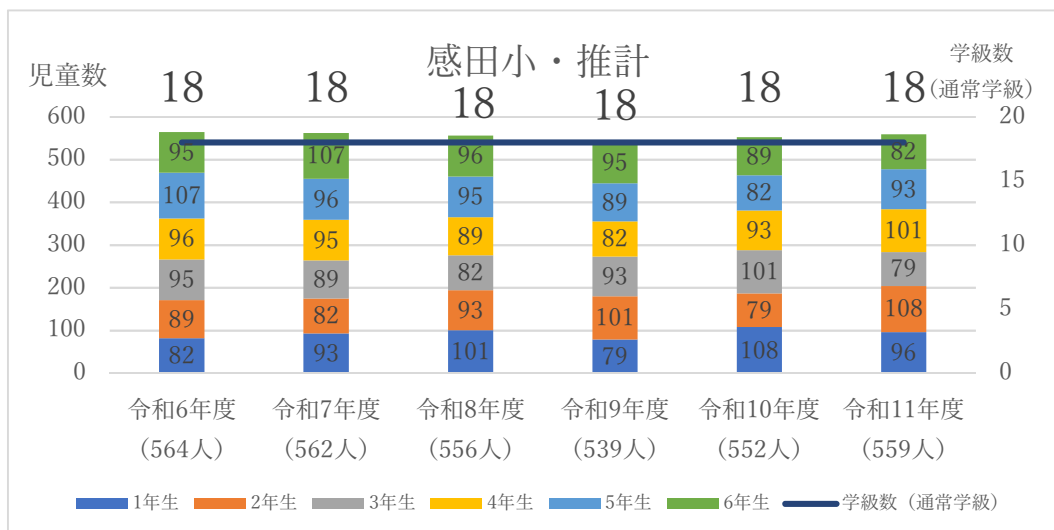
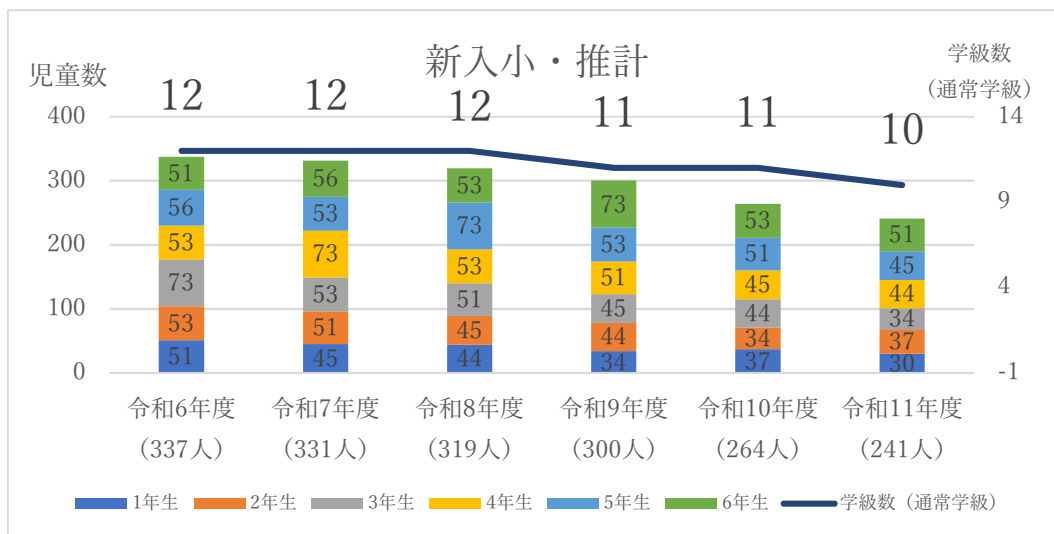
(児童生徒数の現状)

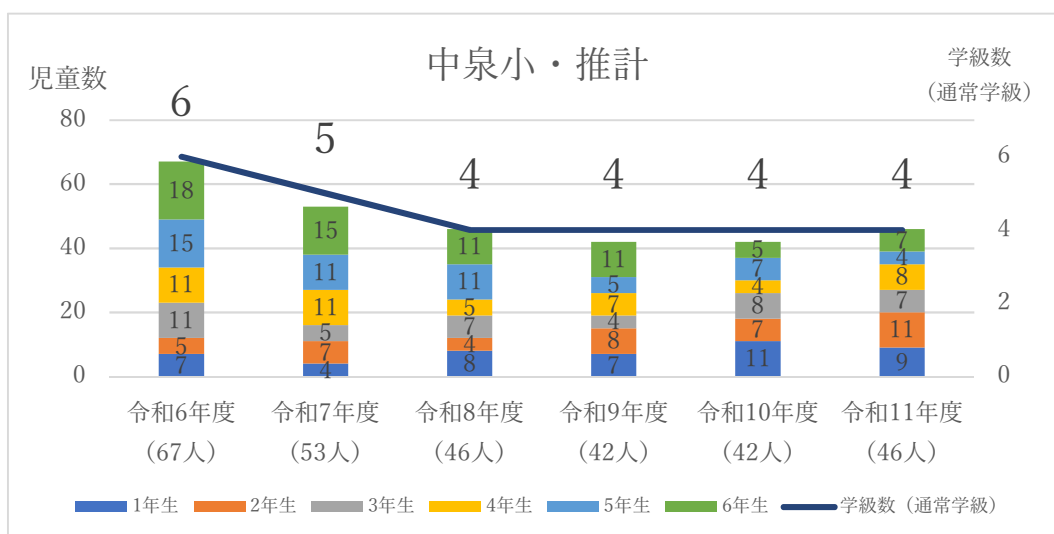
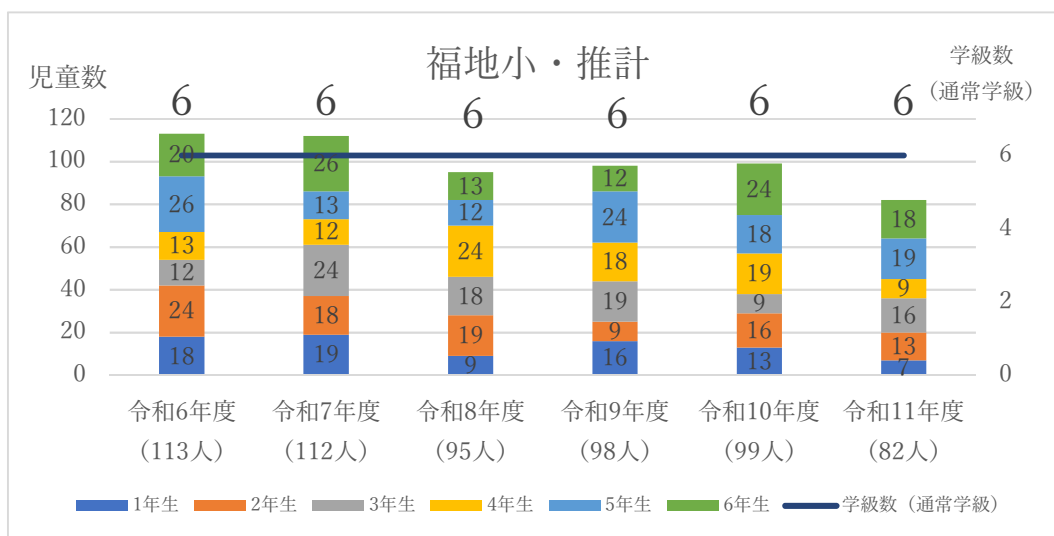
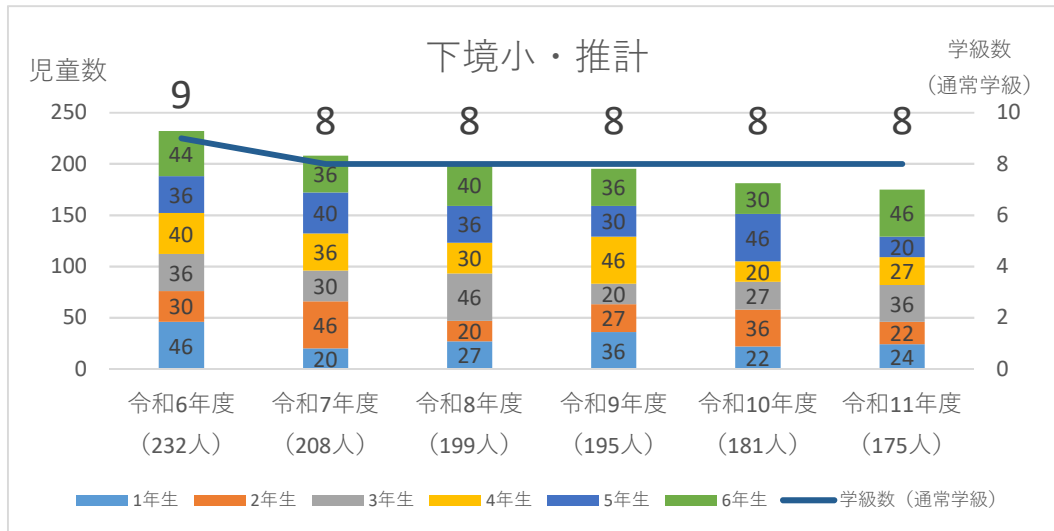


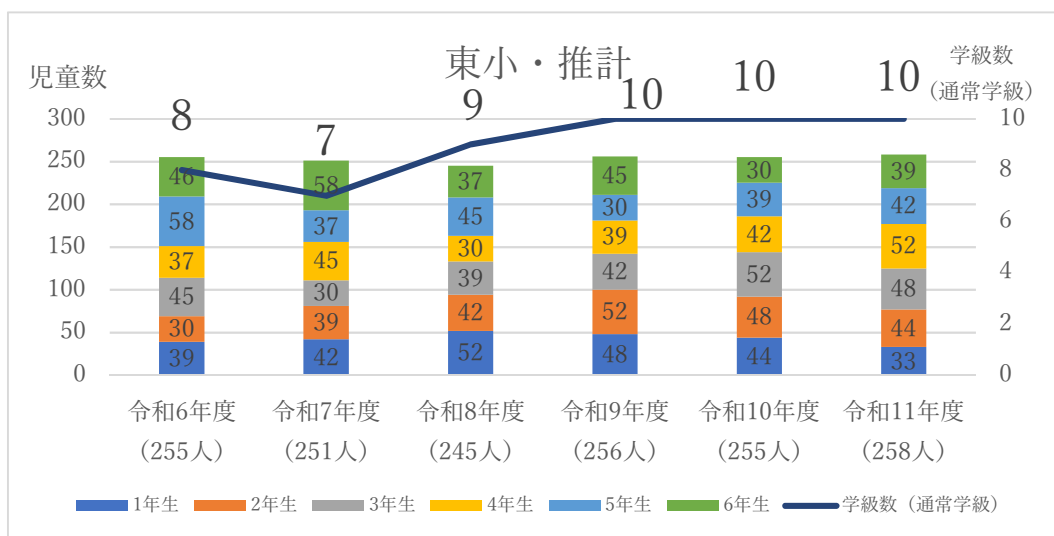
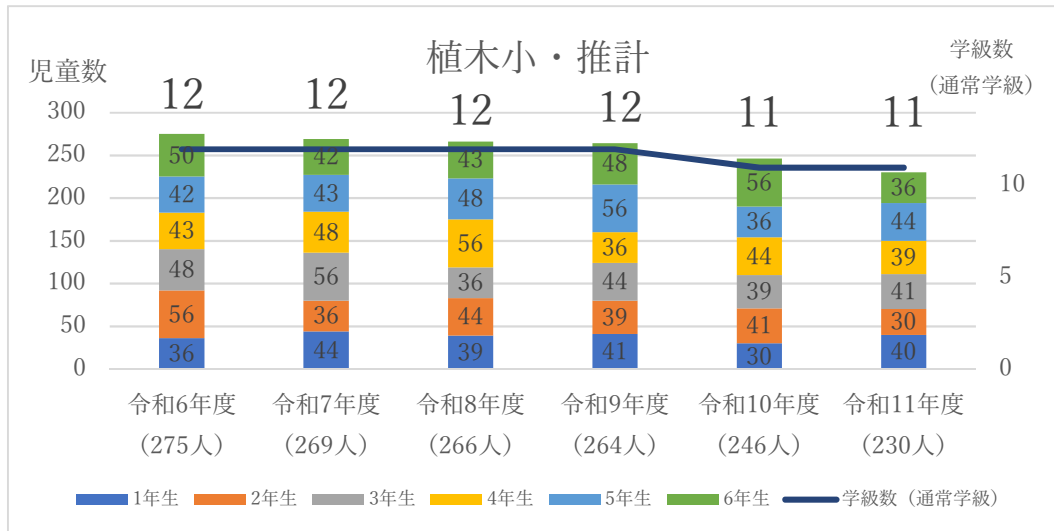
3. 児童生徒数の将来予測 ※小学校

2024年2月10時点推計、及び2023年4月1日時点の住民基本台帳登録者数より、推計



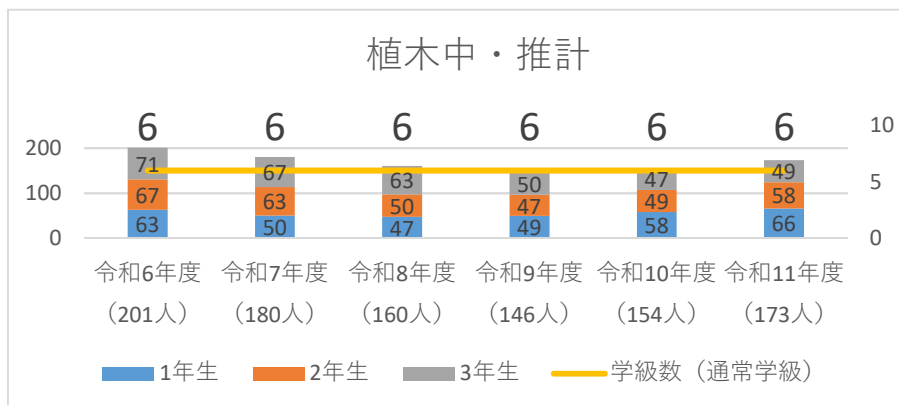
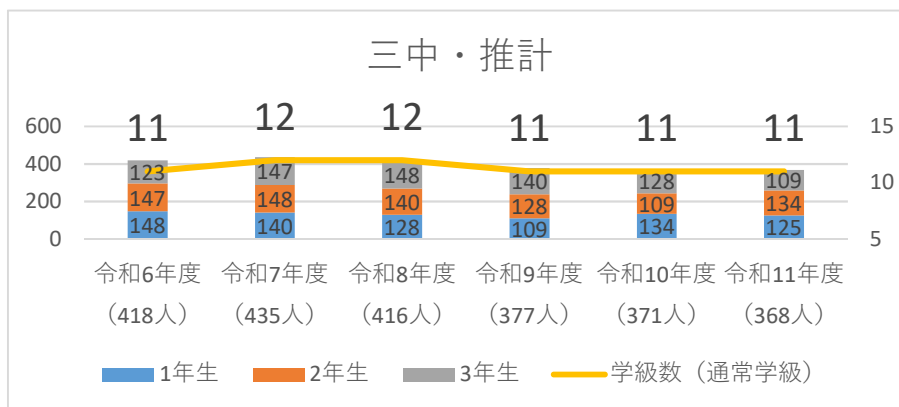
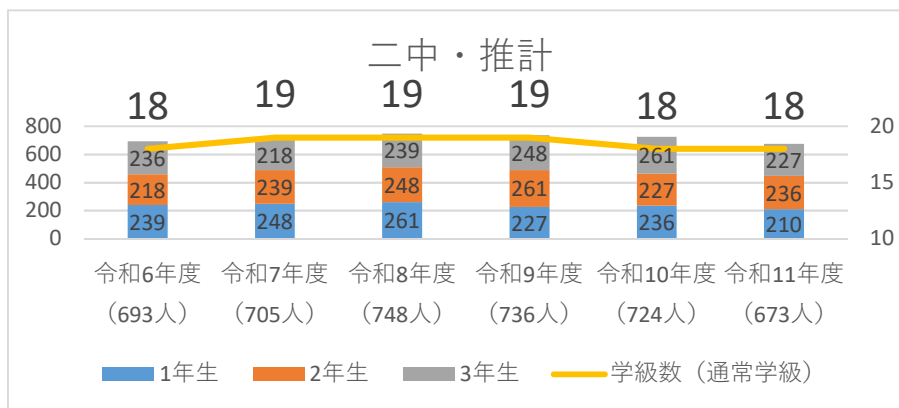
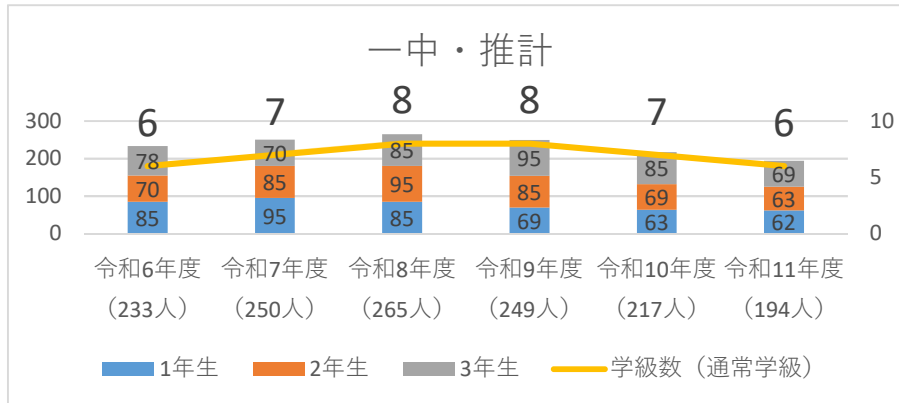






3. 児童生徒数の将来予測 ※中学校

2024年2月10時点推計、及び2023年4月1日時点の住民基本台帳登録者数より、推計



第2章 直方市立学校の規模適正化に関する基本指針に関すること

1. 前提となる考え方

直方市学校規模適正化の検討にあたり、以下の考えを前提としています。

- ・直方市の「学校規模適正化」とは、直方市にとってちょうど良い学校の規模や学校の配置について検討し、児童生徒の教育条件を改善すること。
- ・「こどものために」学校規模適正化に取り組むこと。
- ・学校規模適正化≠学校統廃合であること、前提条件は一切ないこと

直方市における学校規模適正化の検討は、二段階を踏むことを想定しています。

第一段階として、

「直方市の目指す学校教育」「その目指す学校教育を実現するための学校規模の検討」

第二段階として、

「直方市の適正校数」「適正な学校の配置」を検討します。

2. 基本的な考え方

学校規模適正化に取り組むにあたり、直方市の状況、直方市学校規模適正化基本指針検討委員会からの答申、文部科学省によって示されている施策等を検討した結果、「基本的な考え方」を、以下のようことにしました。

【教育的な観点】

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に着けることが重要となります。そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となります。

【地域コミュニティの核としての性格の配慮】

小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。また、学校教育は地域の未来の担い手である子どもたちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格も持っています。

学校規模の適正化の検討は、様々な要素が絡む困難な課題ですが、飽くまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきものです。

3. 直方市の目指す学校教育

教育基本法において、教育の目的は「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」を期すること、と規定されています。

その教育の目的を実現するため、教育の目標は、「豊かな情操と道徳心を培う」「自律の精神を養う」「職業・生活との関連を重視する」「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画する」「生命や自然の尊重」「伝統と文化の尊重・それらをはぐくんできたわが国と郷土を愛する態度を養う」などと規定されています。

また、義務教育として行われる普通教育は、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるもの」と規定されています。

教育基本法の理念を踏まえ、学校教育法では、義務教育の目標を

- ・規範意識、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画する態度
- ・生命及び自然を尊重する精神、環境の保全に寄与する態度
- ・伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度、他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度

などを養うこと等、としています。

教育基本法に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、政府は教育振興基本計画を策定しています。

その教育振興基本計画を参酌し、地方公共団体の長は、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（教育大綱）を定めるものとされています。

直方市学校規模適正化基本指針検討委員会から提示された答申においても、これからの直方市が目指す学校教育は、令和2年に策定された直方市教育大綱の【目指す市民像】

【基本方針】を実現するための内容とすべきと示されました。特に直方市教育大綱の『【目指す市民像】の「主体的に学び続け」』という部分、『【基本方針】の「可能性を引き出し」』という部分に着目すべきであるとも記されています。

それらのことを踏まえて検討した結果、現時点における直方市の目指す学校教育を次のように定めます。

直方市の目指す学校教育は、

「多様な価値観が存在する社会をたくましく生き抜くために、児童生徒の可能性を最大限に引き出し、主体的に学び続ける力を育む学校教育」と定めます。

現時点における直方市の目指す学校教育を上記のように定めますが、目指す学校教育というものは、地方教育行政を取り巻く社会状況やこどもを取り巻く環境等に合わせ、柔軟に変化をさせていくべきものであると捉えています。

第3章 直方市立学校の学校規模に関すること

学校規模（学級数）に関する法規を見ると、学校教育法施行規則第41条において「小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。」と規定されています。また、中学校についても同規則第79条において小学校の規定を準用するとされています。しかし同時に、「ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」とも規定されており、小・中学校の学級数（＝学校の規模）は、各市町村において、地域の実態や実情等を考慮した上で検討することが必要となります。

このため、学校規模を検討する際には、「学級数に関する視点」と「学級の児童生徒数及び学校全体の児童生徒数に関する視点」を合わせて確認する必要があります。

1. 学校規模によるメリット・デメリット

学校規模による課題やメリット・デメリットは、様々考えられます。

学校規模適正化の検討にあたっては、学校規模によるメリット・デメリットを意識しながら進めていく必要があります。

2. 学校規模の分類

学校規模適正化の検討を今後進めていくにあたり、言葉の定義として、学校規模の分類をしておくことが重要です。今後「直方市における小規模な学校」といえば、「学級数が〇〇の学校のこと」という共通の認識として持った上で、検討をすることが必要との考えからです。

国の定める「標準」や学校規模によるメリット・デメリット、直方市学校規模適正化基本指針検討委員会からの答申を踏まえた議論を重ねた結果、直方市における学校規模の分類を次のとおりとします。

規模の分類	学級数 (通常学級)	分類の説明
過小規模	1～5 学級	小学校では複式学級が存在する規模 中学校では複式学級又はクラス替えができない学年が存在する規模
小規模	6～11 学級	小学校ではクラス替えができない学年が存在する規模 中学校では標準には満たないもののおおむね全学年でクラス替えができる規模
標準規模	12～18 学級	学校教育法施行規則上、標準とされる規模
大規模	19～24 学級	
過大規模	25 学級以上	

第4章 学校規模ごとの課題に対する方策について

学校規模の違いにより、生じる課題には差異があります。学校規模適正化の観点からも、規模ごとに生じる課題への対策は、その内容に応じたものである必要があると考えます。

現在直方市では、小規模な学校が存在しており、今後、過小規模の学校の発生が見込まれます。こうした状況や学校規模適正化基本指針検討委員会からの答申等を踏まえ、また「一定の学校規模を確保することが重要」という基本的な考え方に基づき「過小規模」「小規模」の学校への対策は、次のとおりとします。

(過小規模)

小中学校ともに、複式学級は一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等、過小規模の課題を解消する対策を速やかに実施します。

中学校でクラス替えができない規模は、教育上の課題を整理した上で、学校統合等により過小規模の課題を解消する対策を速やかに検討します。

(小規模)

学校全体及び各学年の児童生徒数並びに将来的な児童生徒数予測を勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合等、必要な措置を検討しつつ、小規模校のメリットを生かす対策やデメリットを緩和する対策を実施します。

なお、対策の検討にあたり、特に次の点に留意する必要があると考えられます。

○児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくということが学校の特質です。そのため【教育的な観点】から、小学校・中学校ともに、一定の学校規模を確保することが重要であると考えます。

○学校教育法において、心身の発達に応じて、小学校における教育は「義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施す」ことが目的とされ、中学校における教育は「小学校における教育の基礎の上に」「義務教育として行われる普通教育を施す」ことが目的とされています。このように、小学校段階と中学校段階の教育の目的は異なる部分があります。

・小学校は、中学校と比較して、各地域のコミュニティの核となっているケースが多いという実態があります。

・中学校は、小学校と比較して、同世代の集団の中で社会性を養うことがより重要な時期と考えられます。

○複式学級については、文部科学省の手引きにおいて「一般に教育上の課題が極めて大きい」とされているとおり、すぐにでも解消すべき事態であると考えます。そのため、教育上の課題が極めて大きい複式学級は、早急な解消を図るため、【教育的な観点】に絞り対策を検討し、必要な対策を速やかに実施します。

学校規模ごとの課題に対する方策について、具体的には次のとおりです。

(過小規模)

- ・小学校、中学校ともに、複式学級が存在し、その継続が予測される学校については、教育上の課題が極めて大きく、速やかな解消を図るため、【教育的な観点】から必要な対策を検討し、学校統合を基本とした対策を速やかに実施します。
- ・中学校において、クラス替えができない学年が存在する規模の学校については、教育上の課題を整理した上で、学校統合が望ましいと考えられる場合は、速やかに学校統合を実施します。

(小規模) (5年以内に過小規模となると予測される場合)

- ・小学校、中学校ともに、5年以内に複式学級が発生すると予測される学校については、【教育的な観点】から必要な対策を検討し、学校統合を基本とした対策を速やかに実施します。
- ・中学校において、5年以内にクラス替えができない学年の発生が予測される学校については、教育上の課題を整理した上で、学校統合が望ましいと考えられる場合は、速やかに学校統合の検討を開始します。

(小規模) (小規模の継続が予測される場合)

- ・学級数だけでなく、学校全体及び各学年の児童生徒数並びに今後5年の児童生徒数予測を勘案し、必要な措置を検討します。
- ・検討にあたっては【教育的な観点】から教育上の課題を整理した上で、【地域コミュニティの核としての性格の配慮】もしつつ、必要な措置を検討します。
- ・必要な措置の検討の結果、学校統合が望ましいと考えられる場合は、学校統合の検討を開始します。
- ・学校統合を含めた措置の検討を行っている間は、小規模校のメリットを生かす対策やデメリットを緩和する対策を実施します。

学校規模ごとの課題に対する方策について、図示すると、次のとおりです。

		具体的な対策		対策検討にあたっての 基本的な観点
過小規模 (1～5学級)	小学校	学校統合を基本とした 対策を速やかに実施		【教育的な観点】
	中学校	(1～2学級)	(3～5学級)	
		学校統合を基本とした 対策を速やかに実施	教育上の課題を整理し、 学校統合が望ましい場合は 速やかに学校統合を実施	
小規模 (6～11学級) ↓ 5年以内に 過小規模	小学校	学校統合を基本とした 対策を速やかに実施		
	中学校	5年以内に (1～2学級)	5年以内に (3～5学級)	
		学校統合を基本とした 対策を速やかに実施	教育上の課題を整理し、 学校統合が望ましい場合は 速やかに学校統合の検討開始	
小規模 (6～11学級) ↓ 継続して 小規模	学級数だけでなく、その時点の児童生徒数や今後5年の児童生徒数予測を勘案し、必要な措置を検討 検討の結果、学校統合が望ましい場合は、学校統合の検討を開始 措置の検討の間は、小規模校のメリットを生かし、デメリットを緩和する対策を実施			【教育的な観点】 【地域コミュニティの核 としての性格の配慮】

今後の進め方

直方市学校規模適正化基本指針は、直方市の学校規模適正化の取り組みのうち第一段階にあたる部分です。第一段階における検討の結果、複式学級が発生または発生が予測される事態は、教育上の課題が極めて大きいため、すぐにでも解消すべき事態であるとの考えに至りました。その事態を速やかに解消させるためには【教育的な観点】に絞って対策を検討すべきとの考えのもと、基本指針の決定を行いました。

基本指針の決定を経て、学校規模適正化の検討は、第二段階に進んでいきます。第二段階においては、より具体的に「直方市の適正校数」「直方市における適正な学校の配置」の検討を行います。第二段階の検討にあたっては、【教育的な観点】に加えて、【地域コミュニティの核としての性格の配慮】も含めて、具体的な検討を進めて参ります。その検討にあたっては、学校教育の当事者である保護者の皆様、教職員の皆様のご協力の下に行ったアンケート結果も活用しながらしっかりと検討を行います。

人口減少等、社会の変化が加速度を増し、社会状況は複雑で予測困難となっています。

こうした状況において、今後の教育の方向性として「令和の日本型学校教育」の実現が求められています。「令和の日本型学校教育」とは、従来日本の学校教育の良さを受け継ぎつつ、今日的課題である「学校の働き方改革」や GIGA スクール構想を進め、学習指導要領に示す、誰一人取り残すことのない持続可能な社会の創り手の育成をめざし、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」を目指す学校教育の姿であるとされています。

今後、全国的に人口減少が予測されているのと同様に、直方市の人口も減少することが見込まれます。児童生徒を取り巻く環境も大きく変化することと思われます。「令和の日本型学校教育」の実現のために、また、老朽化による安全面での不具合の発生を防止するために、学校施設の更新のことも大きな課題となるでしょう。

学校規模適正化の検討は、様々な要素が絡む困難な課題です。しかし、今後の検討にあたっては、飽くまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきものと考えます。

直方市においては、これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性も十分勘案しつつ、現在の学級数や児童生徒数の下で、具体的にどのような教育上の課題があるかについて総合的な観点から分析を行い、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、学校規模適正化の具体的施策の検討を進めて参ります。

直方市における学校規模適正化の取組は、直方市にとってちょうど良い学校の規模や学校の配置について検討し、児童生徒の教育条件を改善するために行います。直方市のこどものために、そして直方市の未来を拓くために行う前向きなものであることを意識しながら、学校規模適正化の取組を進めて参ります。

令和6年8月

直方市教育委員会

議案第 10 号

令和 7 年度中学校教科用図書の採択について

令和 7 年度中学校教科用図書の採択について、別紙のとおり提案する。

令和 6 年 8 月 6 日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 1 号の規定により提案するものである。

直方市保育士奨学金返済支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

直方市保育士奨学金返済支援事業補助金交付要綱（令和2年直方市告示第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び離職防止」を「、離職防止及び市内定住の促進」に改める。

第2条第4号に次のように加える。

カ 国、地方公共団体等の出資又は募金等により、無利子又は低廉な利率で貸付けされているもので、市長が奨学金に準ずると認めたもの

第3条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4） 定住を目的として、初回申請日から3年以上直方市に居住する意思があること。

第4条中「補助対象者が補助金の交付要件を満たした月の翌月から起算して」を「初回申請日が属する年度の4月から翌年3月までの間の最初の返還月から」に改める。

第6条第1項第2号中「貸与機関の発行する奨学金貸与証明書又はその他奨学金の貸与を受けていることを証明すると市長が認めた書類」を「奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与の状況、返還の条件等が分かる書類」に改め、同項に次の2号を加える。

（4） 本市の市税又は本市以外の市町村税に滞納がないことを証明する書類

（5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

第10条第1号中「貸与機関の発行する奨学金の返済証明書又は奨学金の返済日と返済額を証明するもの」を「補助対象期間における奨学金の返還の事実を証するもの」に改め、同条に次の1号を加える。

（3） その他市長が必要と認める書類

様式第1号を次のように改める。

直方市保育士奨学金返済支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 この要綱は、直方市補助金交付要綱(平成3年直方市規則第6号。以下「規則」という。)第3条の規定に基づき、直方市保育士奨学金返済支援事業補助金に関し必要な事項を定めることにより、奨学金を利用して保育士資格を取得し、直方市内に存する私立の保育施設等に就職した者が奨学金の返済に要した費用の一部を補助することにより、就職後の経済支援を行い、もって保育人材の確保、定着、<u>離職防止及び市内定住の促進</u>を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 省略 (4) 奨学金 保育士が指定保育士養成施設の就学又は在学期間中の学費に充てることを主な目的として、保育士本人の名義で借り受けた資金のうち、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 イ 都道府県が実施する母子父子寡婦福祉資金貸付金制度 ウ 一般財団法人あしなが育英会奨学金 エ 公益財団法人交通遺児育英会奨学金 オ 全国社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度における教育支援資金	(目的) 第1条 この要綱は、直方市補助金交付要綱(平成3年直方市規則第6号。以下「規則」という。)第3条の規定に基づき、直方市保育士奨学金返済支援事業補助金に関し必要な事項を定めることにより、奨学金を利用して保育士資格を取得し、直方市内に存する私立の保育施設等に就職した者が奨学金の返済に要した費用の一部を補助することにより、就職後の経済支援を行い、もって保育人材の確保、定着<u>及び離職防止</u>_____を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 省略 (4) 奨学金 保育士が指定保育士養成施設の就学又は在学期間中の学費に充てることを主な目的として、保育士本人の名義で借り受けた資金のうち、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 イ 都道府県が実施する母子父子寡婦福祉資金貸付金制度 ウ 一般財団法人あしなが育英会奨学金 エ 公益財団法人交通遺児育英会奨学金 オ 全国社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度における教育支援資金

カ 国、地方公共団体等の出資又は募金等により、無利子又は低廉な利率で貸付けされているもので、市長が奨学金に準ずると認めたもの

(補助対象者)

第3条 補助金を交付する対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき直方市の住民基本台帳に登録されている者で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1)～(3) 省略

(4) 定住を目的として、初回申請日から3年以上直方市に居住する意思があること。

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、初回申請日が属する年度の4月から翌年3月までの間の最初の返還月から36月を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別に市長が定める期日までに、直方市保育士奨学金返済支援事業補助金交付申請書兼返済計画書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 省略

(2) 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与の状況、返還の条件等が分かる書類

(3) 省略

(新設)

(補助対象者)

第3条 補助金を交付する対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき直方市の住民基本台帳に登録されている者で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1)～(3) 省略

(新設)

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、補助対象者が補助金の交付要件を満たした月の翌月から起算して 36月を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別に市長が定める期日までに、直方市保育士奨学金返済支援事業補助金交付申請書兼返済計画書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 省略

(2) 貸与機関の発行する奨学金貸与証明書又はその他奨学金の貸与を受けていることを証明すると市長が認めた書類

(3) 省略

<u>(4) 本市の市税又は本市以外の市町村税に滞納がないことを証明する書類</u> <u>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類</u> 2 省略 (実績報告) 第10条 交付決定者は、補助を受けようとする年度に係る奨学金の返済が完了後、別に市長が定める期日までに直方市保育士奨学金返済支援事業補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。 (1) <u>補助対象期間における奨学金の返還の事実を証するもの</u> _____ (2) 省略 (3) <u>その他市長が必要と認める書類</u> <u>様式第1号(第6条関係)</u> 省略 <u>様式第6号(第10条関係)</u> 省略	(新設) (新設) 2 省略 (実績報告) 第10条 交付決定者は、補助を受けようとする年度に係る奨学金の返済が完了後、別に市長が定める期日までに直方市保育士奨学金返済支援事業補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。 (1) <u>貸与機関の発行する奨学金の返済証明書又は奨学金の返済日と返済額を証明するもの</u> (2) 省略 (新設) <u>様式第1号(第6条関係)</u> 省略 <u>様式第6号(第10条関係)</u> 省略
---	---

年 月 日

直方市長 様

（申請者）

住所

氏名

電話番号

年度 直方市保育士奨学金返済支援事業補助金交付申請書兼返済計画書

直方市保育士奨学金返済支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり補助金を申請します。

記

1 補助金申請額 金 円

2 勤務先

3 返済計画書

返 済 月	返 済 額	補助基準額
4 月	円	円
5 月	円	円
6 月	円	円
7 月	円	円
8 月	円	円
9 月	円	円
10 月	円	円
11 月	円	円
12 月	円	円
1 月	円	円
2 月	円	円
3 月	円	円
合 計	円	円

※返済額の欄には、年間の返済額を 1 月相当に換算した額を記入してください。

※補助基準額の上限は、月額 1 万 5 千円になります。

※裏面の誓約・同意事項、添付書類確認欄にチェックをしてください。

4 誓約・同意事項

- ☐補助金の交付決定（最終）を受けた年度から、3年以上同一保育所に保育士等（1日6時間以上かつ月20日以上勤務）として継続して就業します。
- ☐奨学金の返済を遅滞なく行います。
- ☐福岡県その他の県市町村に所在する保育所等への就業又は他の職種への就業を義務付ける貸付や補助金等の支給は受けてません。
- ☐直方市暴力団等追放推進条例（平成20年直方市条例第20号）第2条に規定する暴力団員及び暴力団関係者ではありません。
- ☐申請内容に虚偽があった場合は補助金を返還すること及び補助対象期間に離職する場合は補助金が減額となることに同意します。
- ☐市税等（市民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税）の納入状況、暴力団員又は暴力団関係者であるか、奨学金の貸与および返還に係る事項、就業状況について、市が関係機関や勤務先へ調査・照会することに同意します。

5 添付書類確認欄

- ☐勤務する保育所から交付された雇用証明書（様式2号）
 - ☐奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与状況、返還の条件等がわかる書類
 - ☐保育士証の写し
 - ☐市税等の滞納がないことを証明する書類（※）
 - ☐前各号にあげるもののほか、市長が必要と認めた書類。
- ※申請日が属する年の1月1日時点で、直方市に居住していた場合は不要。

年 月 日

直方市長 様

（申請者）

住所

氏名

電話番号

年度 直方市保育士奨学金返済支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助金の交付対象である奨学金の返済が完了しましたので、直方市保育士奨学金返済支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 返済実績

返済月	返 済 日	返 済 額	補助基準額
4 月		円	円
5 月		円	円
6 月		円	円
7 月		円	円
8 月		円	円
9 月		円	円
10 月		円	円
11 月		円	円
12 月		円	円
1 月		円	円
2 月		円	円
3 月		円	円
合 計		円	円

2 添付書類

- (1) 補助対象期間における奨学金の返還の事実を証するもの
- (2) 雇用証明書（様式第 2 号）
- (3) その他市長が必要と認める書類